

平成31年第1回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成31年3月7日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 代表質問

日程第3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏑本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	早川謙
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	洞口博行
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	原誠
林政部長	古沢弘康	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者	金森利泰

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	杉山昭彦	議会書記	大久保守康
議会書記	鈴木友理香		

---

### 開議の宣告

#### ○議長（鰐本規之君）

おはようございます。

それでは、本会議を始めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において代表質問、一般質問の場面を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号3番 高田浩視君と4番 寺町茂君を指名いたします。

---

### 日程第2 代表質問

#### ○議長（鰐本規之君）

日程第2、代表質問を行います。

市政自民クラブ代表、9番 黒田芳弘君の発言を許します。

黒田議員。

#### ○9番（黒田芳弘君）

皆さん、おはようございます。

第1回定例会に当たり、代表質問の機会をいただきました。市政自民クラブ幹事長の黒田芳弘でございます。

平成という時代も、いよいよカウントダウンに入りました。この平成という時代を振り返りますと、2つの真逆な景気がありました。昭和の終わりから続いた、誰もがブランド品を身につけ、高級車を乗り回し、土地やゴルフ会員権が異常な高騰を見せたバブル景気があって、今度はそれがはじけ、ユニクロや100均で物を買ひ、サラリーマンの昼食は牛丼といったように、消費者の低価格志向で物価は下がる一方、給与も低いといったデフレ経済になり、税収は落ち込みました。少子・高齢化は加速し、それに伴う社会保障費の増大で、国も地方も苦しい財政状況になると。これを受け、平成の大合併が国の主導で進められ、この本巢市が誕生いたしました。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災に代表される多くの大地震を経験し、地球温暖化による

影響か、各地で豪雨による大きな被害も受け、災害の印象が強く残る時代であり、その対策というものは次の時代への大きな課題でもあります。

そして、ことしは平成最後となる統一地方選が控えております。ここにおられる皆さんも、それぞれの思いがあることというふうに住じますが、我々議員も選挙で市民から負託を受けた政治家の一人であります。地域のため、誰がふさわしいのかを第一に考え、私はこの統一選支援に臨みたいと思います。皆さんも、地域の将来へ責任を持って行動されることを望むところでございます。

それでは、代表質問ということで、市長の所信表明に沿って、多岐にわたってただしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

まず1点目でございますが、所信表明にありましたように、新年度からは合併に伴う普通交付税の特例措置が終了し、財政的には新たなスタートとなります。第2次安倍政権が誕生し、デフレ脱却へとアベノミクスなる経済政策を大胆に打ち出し、取り組みました。と同時に、東京一極集中から地方の活性化へと地方創生も目玉施策の一つとして掲げました。

現在、国会では勤労統計の不正問題が取り上げられていますが、これは成果の見えないアベノミクスをよく見せるために不正操作したのだと野党が追及をしております。本来であるならば、もうそろそろこの地方にまでその効果があらわれるべきとも思いますが、新年度の歳入で市民税を見ると、個人分、法人分ともに前年度よりマイナスの見込みであり、まだまだ我々地方にまでは届いていないという印象がございます。

それを補って余るのが2億6,000万円余りの増を計上している固定資産税であり、国に頼らない自主財源として、宅地化と企業誘致がいかにか大切にすることが読み取れます。

以上が歳入に関する私の感想でございますが、新年度の予算編成方針と重点施策の総括について、市長にお尋ねをいたします。

#### ○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

#### ○市長（藤原 勉君）

おはようございます。

それでは、代表質問の第1項目めの新年度の予算編成方針と重点施策についての御質問にお答え申し上げたいと思います。

新年度の予算編成につきましては、今定例会初日の本会議での所信表明において述べさせていただきましたとおり、「住みよいまち日本一」を目指し、さらに元気で笑顔あふれる本巣市づくりの実現に向けて、予算編成をいたしたところでございます。

現在、本巣市は健全財政を維持しておりますが、将来見通しでは、先ほどのお話のように、普通交付税の合併特例措置が終了すること、また合併特例債の後年度償還額の増額、さらに人口減少が進むことに伴いまして市民税の減が見込まれるなど、厳しい財政環境が見込まれております。

このため、新年度におきましては、先ほどもお話にございましたように、企業誘致によります市

税の増収があるものの、国の交付金と県補助金の対象となる事業の計画、また合併特例債の計画的な活用によりまして、基金の取り崩しの抑制を図るということで、引き続き健全財政を維持しながら、必要な投資は実施していくという予算を編成いたしましたところでございます。

投資につきましては、特に2024年度までに整備が見込まれます東海環状自動車道を最大限に活用し、地域に活力を生み出すために、アクセス道路となります長良糸貫線、糸貫7号線の整備、また温井地区におけます企業用地造成事業、またPAに近接した都市公園の造成工事、また、今後ますます複雑多様化する災害から市民の生命・財産を守るための消防の広域化の事業、また、子育て支援の拠点となります真桑幼稚園の建設などに所要の経費を計上いたしましたところでございます。

また、きめ細やかな予算編成とするため、市政運営におきまして、重点施策として位置づけております11項目の施策につきまして点検・見直しを行い、新年度におきましては、高齢者対策では認知症高齢者支援事業、先進安全自動車購入支援事業、高齢者タクシー利用助成事業の拡大など、また教育の振興では、市内の中学2年生全員を広島に派遣する青少年平和教育研修事業、小学校への防犯カメラ設置事業など、また過疎対策では、継業と自伐型林業をミッションとした地域おこし協力隊の募集など、新たな施策や拡充強化のための予算を計上し、よりきめ細やかな予算編成に努めたところでございます。

今後も持続可能な行財政運営を行っていくために、企業誘致によります税収の確保など、自主財源の確保を図るとともに、限られた財源を効率的かつ効果的に活用するため、選択と集中の徹底により、自立性の高い財政基盤を確立し、元気で笑顔があふれ、安全で安心して暮らせるまちづくりを今後とも推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

次からは、3つの基本方針と6つの基本施策に沿って、その内容について各部局長並びに、最後に教育長に伺いたいと思います。

まず、基本方針の1点目、元気な里づくりの「活力」についてでございます。

その1点目でございますが、最終年度となります本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略とその先について、質問に入りたいと思います。

自治体消滅の危機から地方活性化へ、この地方創生が掲げられました。その政策、まち・ひと・しごと創生総合戦略とは、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯どめをかけ、日本全体の活力を上げることを目的に、2014年9月に掲げられた、いわゆるローカル・アベノミクスと呼ばれるものであり、資料の1にありますよう5年間の期限を設け、実行するものでありまして、今までと違うのは、これまでのやりっ放しの政策ではなく、総合戦略を策定し、KPI総点検を行い、取り組みの成果や課題を検証し、確実な結果を残すこととし、これの5カ年の戦略を策定し、実行するものでありました。

次の資料を見ていただきますと、これは昨年12月に更新をされました2018年の改定版でございますが、ここにあるよう2020年度から始まる次のステージに向けた検討の開始というふうにあります。次のページにはその全体像、その次には長期ビジョンと総合戦略の詳細がございます。これを見ると、次のステージに向けて、国は地方創生の新たな展開としての飛躍に向け、次期の総合戦略策定の準備を開始する。地方公共団体においても、現行の総仕上げと次期における政策課題の洗い出し等を進めることが必要であるとしております。

最終年度となる新年度の取り組み内容と次のステージに向けた戦略について、企画部長にお伺いをいたします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、お答えをいたします。

平成27年度に策定をいたしました本県市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、先ほど御紹介のありましたように、平成31年度で5年目を迎え、最終年度となります。

第1期総合戦略の最終年としての総仕上げといたしまして、住みよいまち日本一を目指し、総合戦略に掲げた基本目標であります安定した雇用の創出、新しい人の流れ、若い世代の結婚・出産・子育て、暮らしの安全・安心の確保、新しいふるさとづくりの5つの目標を達成するための具体的な事業である企業誘致、東海環状自動車道へのアクセス道路の整備、ジビエ6次産業化推進事業、移住定住事業などを初めとする取り組みを着実な推進と重要業績評価指標であるKPIの達成に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、2020年度以降の次期5カ年の総合戦略につきましては、昨年6月に国のまち・ひと・しごと創生本部において策定されました、まち・ひと・しごと創生基本方針2018の中で策定することが決定しているところでございます。

現時点では、次期地方版総合戦略の策定に関する詳細につきましては確認できておりませんが、今後国の動向を注視しつつ、次期戦略における政策課題の洗い出しなどを進めることが必要であると考えております。

地方創生は息の長い政策でございますが、持続性のある長期的な視点から取り組む必要があり、必ずしも一朝一夕に成果が出るものではないと考えております。そうしたことから、現行の総合戦略で実施しております事業につきましては、2020年度以降も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

[9番議員挙手]

**○議長（鰐本規之君）**

黒田議員。

**○9番（黒田芳弘君）**

この地方創生ということにつきましては、以前も私、質問に立ったことがあります。その答弁の中で市長は、国から交付金があるからやる、ないからやらないといったものではなくて、また、この短期間でやる一過性のもではなくて、やっぱり地方創生というものはこれからの地方にとって、ずっと永遠のテーマであると。これは粘り強く、引き継いでやっていくことが大事であるというような答弁をされておりました。私も全くそのとおりでありますので、引き続き、この本巢市の地方版総合戦略についても努力してやっていっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

企業誘致の現状ということでございますが、昨年もこの同じ場面において、企業誘致戦略ということで質問いたしました。屋井の工業団地の完売を受け、土地開発公社を解散し、今後は企業の要望に沿ったオーダーメイド型の企業用地造成を進めるとし、これには特別会計を設け、促進をしていくというようにしておりました。

予算編成の市政で申し上げたよう、自主財源となる企業誘致による固定資産税収を今後さらに増やしていき、収入の大きな柱としていかなければなりません。高速道路のインターチェンジの開通を間近に控え、この事業につきましてはスピード感を持って、このチャンスを確実に捉えていく必要があります。企業誘致に関する現状について、お伺いをいたします。

#### ○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

#### ○産業建設部長（原 誠君）

それでは、企業誘致の現状についてお答えをさせていただきます。

平成29年11月、浅木地区への進出を希望されている企業とオーダーメイド型による企業用地造成事業の実施について合意をいたしましたので、今年度より、企業用地造成に係る開発協議について、地元自治会、企業、本市の3者による協議を重ねて進めてまいりましたが、企業が要望された造成予定地の中間に位置する市道の廃道について、地元自治会の廃道の同意が得られず、企業と協議した結果、今年度の予定していた事業を一時中断し、事業の見直しをすることになりました。

現在、企業と事業再開に向けて協議を継続している状況であり、事業再開の環境が整った場合には、改めて事業を進めていきたいと考えております。

また、昨年4月には、温井地区において、市内企業から工場増設の打診を受けましたので、5月に地権者への説明会を開催し、6月に関係自治会の事業説明会を開催し、7月末までに計画地内の農地をお持ちの所有者全員から農振農用地からの除外申請と企業用地造成事業の同意を得ることができましたので、8月に進出希望企業とオーダーメイド型による企業用地造成事業の実施について合意をいただいたところでございます。

4月以降につきましては、企業用地造成事業特別会計により、温井地区の農地約2.9ヘクタールの買収、造成に係る準備段階の経費といたしまして、測量調査設計等委託料、また土地鑑定評価委託料を予算計上させていただき、事業を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを

いたします。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

次に移ります。

豚コレラが影響する問題でございますが、豚コレラの感染拡大が後を絶ちません。前回の質問時には、野生イノシシの感染というものは50頭余りだったわけでございますが、現在は200頭を超えて、さらに毎日のようにふえ続けております。そして、本市にとって一番心配されていた農場への感染が確認されました。詳細な内容については、随時報告をいただきましたが、全頭処分という結果となりました。

皆さん御承知のとおり、この農場で生産される豚は「文殊にゅうとん」というブランドで認知され、本市の飲食店では、これを食材にした料理がさまざまに提供され、高速道路開通後の本巣グルメとして大きな期待が寄せられております。文殊にゅうとんは、本市にとどまらず、岐阜市などの飲食店でも多く扱われるようになり、テレビ番組や雑誌などでも取り上げられるなど、さらなる広がりを見せておりました。

せっかくここまで広がった本市の食材の宝である文殊にゅうとんのこの先が心配をされます。このブランド豚を残すことはできないのか。行政の支援についてお伺いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

豚コレラ問題が影響するブランド豚支援についてお答えをさせていただきます。

豚コレラの陽性個体が確認された市内養豚場のブランド豚につきましては、さっぱりとして甘みが強く、やわらかい肉質であることから、岐阜県のブランド豚として「飛騨・美濃すぐれもの」に認定されるなど、非常に評価が高い農産品として認められております。また、市内外の多くの飲食店でも広く取り扱われており、本市におきましても、ふるさと“もとす”応援寄附金の返礼品として活用するなど、本市の特産品としてPRしております。

本年1月30日に豚コレラの陽性個体が確認されたことから、畜舎内の約800頭の豚全てを殺処分、埋却処理を行い、2月1日に防疫措置が完了いたしました。現在は、以前と同様の規模での経営再開を目指しているとお聞きしております。

今後の経営再開に向けての支援につきましては、国より家畜伝染予防法に基づき、農場経営者に対し、経営継続を支援する観点から、殺処分を命ぜられた家畜、物品に対する手当金や埋却費用などが交付されます。

また、市としましては、豚コレラによる家畜の処分などで経営の停止を余儀なくされた生産者を

対象とした融資である、国の制度である家畜疾病経営維持資金の利子について、県が全額補填していただけるよう要望しているところでございます。

今後も、国・県と連携をしながら、ブランド豚経営の早期再開に向けて支援を行っていきたいと考えております。

[9番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

4点目、ICTを活用した「スマート捕獲」による鳥獣害対策についての質問に移ります。

これにつきましては、まず資料の2を見ていただきたいというふうに思います。

これは、農林水産省のホームページから検索いたしました鳥獣被害防止対策での新技術への取り組みであります。省力化と効率性の高いスマートセンサーの活用、鹿の群れを一度に捕獲するシャープシューティング、次のページにはITを活用した自動監視と遠隔操作、次に監視カメラと大きな捕獲網で鹿を大量に捕獲するドロップネットなどが掲載されております。

こうした新技術を用いて実施しているという情報を聞きつけ、1月に有志議員にて伊勢市を訪ね、研修してきましたので、その報告を兼ねて説明をさせていただきます。

伊勢市で鳥獣被害と聞いても、私はぴんとこなかったわけですが、合併した現在の伊勢市域の大半は旧度会郡であり、この中山間地で被害が拡大しているということでありました。ここも駆除を委託する猟友会の高齢化と次を担う後継者不足で、さらにふえ続ける獣害に対応が追いつかない現状であったそうであります。

ここでは、民間会社を立ち上げ、先ほどの事例にあったICTを活用したスマート捕獲を開発し、実行しておりました。

このシステムは、夜間撮影も可能なカメラとソーラーバッテリー、クラウド対応システム、電子トリガー、センサーからなるセットを設置いたしまして、これをスマートフォンのクラウドに連動させる監視システムであります。

このシステムの大きなポイントは、対象動物の鹿、イノシシは4頭から5頭の複数で行動しておりまして、従来のわなでは1頭侵入し、おりが閉まると他の数頭は取り逃がしてしまい、その逃がしたものは学習能力がつき、以後はわなにかからないという問題がありました。

それを現場からの映像を夜間でもスマートフォンで監視することで、例えば5頭の集団がおりに入り切ったタイミングでゲートを操作することで、取り逃がすことなく捕獲ができるといった最大の効果があります。また、昼夜を問わず、無人で操作できることで、遠い現場へ一々出向くこともなく、省力化で担い手不足の対応にもなります。また、従来の箱わな機材はそのまま利用可能です。

次に、この価格でございますが、資料では120万程度というふうになっておりますが、そのほかにも効果が最大限に見込める機材を全て合わせても、総額200万程度であるということござい

す。

この資料の最後のページには、農林水産省の交付金についてありますが、こうした取り組みには、国から事業費の50%が交付されるということで、残りの50%の負担を自治体が担っても、少ない予算で効果の大きい事業だというふうに思います。

その研修の中で、本巢市の捕獲数はどれくらいですかというふうに聞かれましたので、年間600から700頭ぐらいというふうに答えたところ、まだそれくらいなら十分に対策は間に合うということでした。

伊勢市では、年間数千頭規模の駆除数でありまして、ここまでになると対策が後手に回り、実際には手おくれであるというようなないしょの話聞くことができました。

以前伺った京丹後市でも、本市の10倍に当たります年間7,000頭の駆除ともなると、駆除に携わる人が圧倒的にふえない限りは、対策しても減らすことはできない。少ないうちに抜本的対策を講じないと手おくれで大変なことになると、ここでも同じようなことを言っていたのを記憶しております。

捕獲数の増大に期待ができ、かつ省力化で担い手不足の解消にも効果が見込める、このICT活用のスマート捕獲について、本市での実施の検討をお願いしたいと思います。

#### ○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

#### ○産業建設部長（原 誠君）

ICTを活用したスマート捕獲による鳥獣害対策についてお答えをさせていただきます。

本市の鳥獣被害対策事業につきましては、猟友会に委託している被害防止捕獲事業、個体数調整捕獲事業及び国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して実施する鹿、イノシシの侵入防止柵設置事業などがございます。

農作物被害対策といたしまして、鹿やイノシシなどの捕獲事業は効果的であり、積極的な捕獲による農作物への被害軽減を重点事業に位置づけをしております。平成31年度の鳥獣害対策関連事業の予算におきましても、前年以上の額を計上させていただいており、継続的に事業を実施していく所存でございます。

議員御質問のスマート捕獲につきましては、今年度、根尾奥谷地内におきまして、県と市内林業者が産官連携事業の「ICT技術を活用したニホンジカ捕獲プロジェクト」として、AIセンサーを設置した大型囲いわなによる捕獲を既に実施をしておりますので、その結果につきましても、市のほうに情報をいただいております。

今回、試験的に実施したスマート捕獲の機器につきましては、大型囲いわなに入った個体数が最大となるタイミングをAIセンサーが判断してゲートを自動に閉じ、スマートフォンなどに捕獲したことを知らせる通信機を既存のわなの入り口に設置したものでございます。

この装置のメリットといたしましては、わなに入る加害個体数が最大となるタイミングでAIセ

ンサーが判断し、ゲートを自動に閉じることから、群れ単位での捕獲が可能であること。また、見回りなど、人が監視する労力を軽減できるなどが上げられます。

この装置を平成30年10月19日から平成31年2月28日までの間に稼働実験し、捕獲実績といたしましては、ニホンジカ3頭であったと情報をいただいております。

捕獲頭数が予想外に少なかった要因といたしましては、今年度、積雪量が少なく、鹿の餌をまいておびき寄せる誘因効果が薄れてしまったものと推察されております。平成31年度におきましても、引き続き事業を実施されて、この効果検証を行っていく予定であるということをお聞きしております。

スマート捕獲につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の対象となりますので、平成31年度の県と市内林業者の実証結果から、効果が認められる場合は、今後、市といたしましても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

先ほどの質問の豚コレラ問題が、今の獣害というものにどう影響しているかというのは、私はわかりませんが、多分感染されている地域では、まだ発見されていないイノシシは多数おると思うんですね。そのためかどうかわかりませんが、先日も朝、私が出かけるときに、何か庭で動いておるものがあったんで、よく見てみましたら、鹿が5頭、庭で遊んでおりました。何か、イノシシが今ちょっと弱っているためか、最近、鹿が生き生きしているように私は感じております。

ここで言いたいのは、やはり手おくれ、前にも3カ所ほど研修に行ってきたんですが、そこの方が言うには、手おくれにならんうちに早く抜本的な対策を打たんと、本当に後に大変なことになりますよということが共通してみんな言われることなんですね。それを探るのに、こういったことが、今、試験的には余り効果がなかったというようなお話でございましたが、私たちが行った研修先では、もうやっぱり学習能力をつけさせんように確実に入ったやつを捕らえるということが一番大切であるというようなことをポイントの1として言っておられましたので、これは検討していただきたいというふうに思います。

次、5番目に移りたいと思います。

昨年、台風21号の接近で暴風が吹き荒れまして、大規模な倒木被害が発生をいたしました。12月の定例会で、所有者の個人負担では難しい復旧についてお伺いをいたしました。

その中で、里山については自治会が事業主体となって、清流の国ぎふ森林・環境基金事業、いわゆる里山林業整備事業でございますが、それでやる。奥地の森林については県の治山事業で、その対象となる箇所については整備していくという答弁をいただきました。

その後の復旧に当たっての状況について、林政部長に伺いたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を古沢林政部長に求めます。

古沢林政部長。

**○林政部長（古沢弘康君）**

台風による倒木被害の復旧についての御質問にお答えいたします。

昨年9月の台風21号により発生した山林の倒木被害につきましては、県、林業事業者等の協力を得ながら、順次、復旧対策を進めているところです。

具体的には、根尾松田地内の民家の裏山で発生した大規模な倒木につきましては、自治会が事業主体となり、今年度、清流の国ぎふ森林・環境税の里山林整備事業を実施し、本年2月中旬までに倒木処理を完了いたしました。

また、保安林で大規模に発生した根尾水鳥地内、門脇地内及び文殊の森の3カ所につきましては、現在、県が実施する治山事業での復旧ができるよう、県から国に対し、事業実施に向けた要望を行っているところです。

さらに、流木対策として市単独事業により、河川内の倒木の除去を根尾門脇地内、水鳥地内、越波地内及び川内地内の4カ所で実施いたしました。

こうした事業以外にも、林業事業者が事業主体となり、県の森林整備事業の補助金を活用し、倒木処理と跡地の植栽を3カ所で計画されております。

今後の人家等への倒木被害の予防対策といたしましては、昨年末に来年度の里山林整備事業の要望調査を根尾と本巣地域の自治会に行い、事業の要件に合った10自治会に対して、県の事業採択が受けられるよう、市といたしましても計画作成や県との調整等、必要な支援を引き続き行ってまいります。

[9番議員挙手]

**○議長（鰐本規之君）**

黒田議員。

**○9番（黒田芳弘君）**

次に、森林環境税活用の林業振興について質問をいたします。

昨年末に決まった平成30年度税制改正大綱において、仮称ではありますが、森林環境税及び森林環境譲与税の創設が決まりました。森林環境譲与税は、新年度から自治体への譲与が開始をされます。

もう一つ、岐阜県が平成24年度から独自に政策展開しております清流の国ぎふ森林・環境税は、平成34年3月まで期間が延長され、その整備に係るさまざまな事業に活用されていくとしており、広大な森林を有する本市の森林整備等について、大きな期待が寄せられております。

これらを活用した新年度の事業についてお伺いをいたします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を古沢林政部長に求めます。

古沢林政部長。

## ○林政部長（古沢弘康君）

森林環境税活用の林業振興の状況についての御質問にお答えいたします。

本市では、森林環境税を財源として、国から市に配分される森林環境譲与税を活用し、森林所有者の経営意欲の低下等により、適切に管理されていない森林について、新たに創設された森林経営管理法に基づき、計画的に間伐等の森林整備を進めてまいります。

森林経営管理法では、所有者に対し、適切な時期に伐採、造林、保育を行う責務を明確化していますが、みずから経営管理できない場合は、所有者の意向に基づき、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託をし、再委託できない森林は市が管理を行うことを定めています。

森林経営管理法に基づく経営管理権集積計画の策定及び策定に必要な現地調査、所有者の把握、所有者への意向調査等を本市全域で実施するには、国が考えている15年かそれ以上の期間がかかることを想定しており、計画がまとまった区域から順次、間伐等の森林整備を進めていくこととしております。

また、来年度は税を活用して、木材の伐採等危険性の高い作業に対する森林技術者の安全を図るため、チェーンソー、防護服等の購入経費に対し、補助率10分の10、上限額1人3万円の補助制度を設けることにしています。

税の使途につきましては、今後も本県市森林整備推進会議の意見も伺いながら、林業振興に必要な活用方法について検討してまいります。

〔9番議員挙手〕

## ○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

## ○9番（黒田芳弘君）

次に、2つ目の基本方針でありますぬくもりのある里づくりの「安心」について質問をいたします。

その1点目でございますが、児童虐待防止ということで質問いたします。

1月24日、千葉県野田市で実の父親からの虐待で小学校4年生の女子児童が死亡するといったショッキングな事件が起きました。事件の会見に当たった児童相談所の所長の目が泳ぎ、落ちつかず、おどおどとした姿に、関係者の心の中にあるやましさを感じ取ったのは、私だけではないように思います。

お父さんに暴力を受けています。夜中に起こされたり、起きているときにけられたり、たたかれたりされています。先生、どうにかできませんか。栗原心愛さんが書いた学校でのアンケートで父親からの虐待を訴え、一時保護されました。近くに住む親族のもとで生活することを条件に一時保護を解除いたしました。冬休み明けに心愛さんは登校しませんでした。

その後の教育委員会も交えた話し合いで、父親から、心愛さんが書いたアンケートのコピーを要求され、心愛さんの同意を確認せず渡してしまった。転校した小学校で2回あったアンケートでは、

心愛さんは虐待を訴えることはありませんでした。

最初に虐待を訴えたアンケート用紙には、秘密は守りますので正直に教えてくださいと書いてあったそうであります。でも、その秘密は守られませんでした。さらに、親族のもとで生活することが一時保護解除の条件でありましたが、父親は、お父さんにたたかれたというのはうそです。早く家族4人で暮らしたいと思っていましたなどと無理やり書かせた文章を児童相談所に見せ、連れて帰りたいと要求。これも本人に確認することなく、帰宅を認める決定が昨年2月28日に下されてしまったわけであります。

帰宅されたこの日から、ことし1月24日に亡くなるまでのこの間の虐待は、皆さんも容易に想像できることと存じます。食事を与えない、一日中立たせる、朝から夜まで寝かせない。この11カ月ほどの間に受けた心愛さんの苦しみや悲しみ、そして相手が実の親からという失望感を思うと、言葉に語ることはできません。

この事件の後、他の児童虐待が相次いで報道されましたが、肉親による虐待の実態は頻繁に起きていることが浮き彫りになりました。

児童虐待について、学校、教育委員会、児童相談所、さらには、場合によっては警察署などがどうかかわって、この防止対策に当たるのか。本市の体制についてお尋ねをいたします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

**○健康福祉部長（久富和浩君）**

児童虐待防止への本市の体制についてお答えをいたします。

本市における児童虐待相談体制につきましては、虐待担当部局であります子ども大切課において、家庭相談員、児童相談指導員、並びに母子・父子自立支援員の各1名と担当職員の4名で虐待を防止すべく、相談や家庭訪問を実施しております。

関係機関との連携につきましては、管轄する児童相談所及び市教育委員会の担当との連絡会を毎月1回実施し、本市の要保護児童及びDV被害者対策地域協議会において把握しております要保護児童等について、情報共有を図っているところであります。

また、児童相談所及び女性相談センター、並びに市の保健・福祉関係部局の実務者レベルで行います会議を年3回開催し、要保護児童等の支援について、主となる担当機関の役割や援助方針の見直し、支援を行っている事例の総合的な把握等を行うことにより、児童虐待防止に向けた体制を整えております。

なお、虐待通告を受けた場合の対応につきましては、児童相談所運営指針に定められております、通告から48時間以内に子どもの安否確認を行うこととしており、確認を行う際は常に職員2人体制で臨んでおり、必要によって児童相談所の職員も同行していただき対応しております。

〔9番議員挙手〕

**○議長（鰐本規之君）**

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

先ほど紹介いたしました、今回の野田市の事件というものは、特異な例であるというふうには私には思いますが、やはりここを見逃したのは子どもの声を聞き逃したということですね。父親のうその手紙が本当はわかっていた、気づいていたんですけれども、それを取り逃がしたということがポイントであるというふうに思います。しっかりと本市においては、その子どもの声を聞き逃さないような対策、対応をお願いしたいと思います。

次の2点目に移りたいと思います。

幼児教育無償化の概要ということでございますが、本年10月より幼児教育無償化が実施をされます。これは、家庭の経済的な負担を減らしつつ、全ての子どもが質の高い教育を受けられるようにしようというもので、当然、負担の軽減で少子化対策へとつなぐ施策でもあります。

当初は、2020年の4月からの全面実施というスケジュールでございましたが、ことし10月からの消費税10%引き上げに合わせての消費の落ち込みを少なくするといった側面もあったようでございます。

無償化を歓迎する声上がる一方、批判の声も多くあるようでございます。その声というのは、今でも待機児童や保育士不足があるのに、無償化でふえればさらに拡大するということ。子どもの人数がふえることで教育の質が下がるのではないかと。財源は消費税の増税分が充てられるため、国家予算が肥大し、実は将来的に子どもたちの負担がふえるのではないかと。幼児教育無償化よりも、中学卒業までの子ども手当や医療費無償化に充ててほしいといった要望もございます。また、所得制限や公共、民間は問わないのか。さらには、認可、非認可の施設の対象など、詳しくわからないことが多く指摘をされております。

本市においては、幼児教育施設は全て公共でありまして、当然、非認可施設というものはございませんが、この幼児教育無償化制度の概要や本市に与える影響についてお尋ねしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

幼児教育無償化の概要についてお答えをいたします。

さきの2月12日に幼児教育・保育の無償化に関する子ども・子育て支援法改正案が閣議決定されました。

幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯を応援し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものでございます。

この取り組みは、消費税率引き上げ時の2019年10月から施行されまして、その財源は消費税の8%から10%への引き上げで見込まれます5兆円強の税収の一部が活用され、幼児教育・保育無償化の費用といたしましては、約8,000億円が見込まれております。

無償化の対象につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子ども利用料とゼロ歳から2歳児の子ども利用料のうち、住民税非課税世帯を対象に無償化され、さらに認可外保育施設や預かり保育につきましても、上限つきではございますが、無償化の対象とされます。また、無償化の対象とされますのは、実費として徴収される費用であります通園送迎費、給食費、行事費などとなっております。

次に、本市の状況でございますが、現在、市内には8つの幼稚園がございまして、平成31年度の園児の見込み数は、3歳未満児が対象の保育園で263人、3歳以上児が対象の幼稚園で747人の合計1,010人となっております。そのうち、無償化の影響を受けますのは、幼稚園の747人分の利用料と保育園の263人のうち、住民税非課税世帯の利用料となり、無償化によります減収分につきましては、国から補填されることとなります。

平成31年度につきましては、10月から翌年の3月までの半年間であることや、企業が消費税を納付してから地方に配分されるまでに数カ月を要し、自治体の税収がふえるのは2020年度以降となりますので、国が臨時交付金で対応することとしております。

なお、本市の平成31年度の利用料の減収分につきましては約1,820万円で、このほか無償化に係る事務費やシステム改修費などを含めた全額を国が臨時交付金で手当されることとなります。

また、2020年度以降は、地方消費税増収分と地方交付税で措置される予定となっております。

〔9番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

次に、ぬくもりのある里づくりの「安全」について質問に入ります。

その1点目でございますが、所信表明にもありましたように、平成27年5月に水防法が改正され、想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を公表することとなりました。市町村では、これを基礎資料とし、避難場所や情報伝達方法などの情報を付加し、洪水時の円滑な避難に役立てるための洪水ハザードマップを作成するとしております。あわせて、土砂災害防止法に伴う土砂災害警戒区域の更新及び公表も行われます。

本市として、予定されております新年度の洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの改定についてお伺いいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、両ハザードマップの改訂ということが新年度でございますけれども、洪水ハザードマップは水防法に基づきまして、洪水時の円滑な避難を確保しまして、水害による被害を軽減するために、河川管理者でございます国や県が河川ごとに作成いたしました浸水想定区域図をもとに、避

難所や避難場所、要配慮者の利用施設や大規模な工場、その他の施設などを含めまして、わかりやすいマップとして市民に周知しているものでございます。

最近では、平成27年に水防法が改正されまして、100年に1度の降雨から1,000年に1度の最大規模の降雨を想定した浸水想定区域図への見直しがなされまして、翌年12月に国が管理いたします根尾川及び揖斐川の浸水想定区域図が発表されたところでございます。

本市の洪水ハザードマップも同様に改訂いたしまして、30年4月に市民に全戸配付することによりまして、豪雨災害による市民の安全確保を呼びかけたところでございます。

また、県管理区間でございます根尾川、板屋川、犀川、糸貫川、中川、五六川、天王川につきましても、国同様に確率雨量が見直されまして、昨年、30年9月に浸水想定区域図が発表されたところでございます。

また、本年3月には、根尾東谷川についても浸水想定区域図が公表される予定でございまして、ことから、本市では、これらの8河川に関する洪水ハザードマップを来年度に改訂いたしまして、関係地域に配付することとしております。

次に、土砂災害のハザードマップでございまして、平成24年度までに県が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づきまして、市内の山間部に対して指定いたしました土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域につきまして、平成25年5月に土砂災害ハザードマップを作成し、対象地域の全戸に配付することによりまして、土砂災害への警戒を周知させていただいたところでございます。

県では、前回の指定以降、全県的に2回目の危険箇所の調査が実施されまして、その結果に基づきまして、追加の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の準備を進めているとお聞きしております。

また、本年3月14日から追加指定等がございまして本県地域の一部及び糸貫地域の上保自治会に対しましては、住民説明会が開催されまして、来年度の早い時期に土砂災害警戒区域の指定の予定でございまして、洪水ハザードマップ同様に、土砂災害ハザードマップの改訂に係る費用を31年度予算に計上させていただき、マップ作成後、対象地域に全戸配付することとしております。

いずれのマップにいたしましても、地域における災害のリスクを認識していただき、災害の危険性が高まった際には、迅速かつ適切な避難行動につなげ、命を守り、被害を最小限とすることが最も重要でございまして、作成するものでございます。

また、作成に当たりましては、家庭や地域における防災学習の貴重な資料といたしまして御活用いただくことも含めまして、よりわかりやすく、活用しやすいものを作成したいというふうに心がけておりますので、よろしく申し上げます。

[9番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

やっぱり、これには、住民がいかにかこの災害の開示された分に認知をするかということが一番の大事なこと、ポイントだと思いますので、その周知を今言われておりましたが、徹底的な周知をされることを希望いたします。

次に移りたいと思います。

県が公表した地震発生時の被害想定への対応ということでございますが、先日、県内における各断層帯の震度分布及びその被害想定が公表されました。

資料3を見ていただきますと、本市にかかわる断層帯として、1番目、揖斐川―武儀川、2番目といたしまして、長良川上流断層帯の震源が北端で南に進むもの、同じく3番は震源を南端で北に進む、3つの本市にかかわるケースの想定がございます。

特に、1の揖斐川―武儀川断層帯においては、その北端を震源にマグニチュード7.7の地震が冬の午前5時に発生し、武儀川断層帯に連動した場合、岐阜市、関市などの4市で最大震度7の揺れが起き、最大で死者3,700人、負傷者は3万500人に及び、7万7,000棟の建物が全壊、430棟が焼失をし、避難者は27万2,000人に達するとの被害が想定されています。

県防災会では、2019年にライフラインの被害想定などを追加で調べ、次期の県強靱化計画と県地震防災行動計画の改定にあわせて必要な対策を練る方針としております。

今回、このような具体的な被害想定が公表されまして、本市においても、この想定に沿った対応策が必要と考え、その見解について伺いをいたします。

#### ○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

#### ○総務部長（畑中和徳君）

それでは、地震発生時の被害想定と今後の対応についてお答えをさせていただきます。

本年2月19日に県が県内の主要な12の活断層帯のうち、これまで調査結果を公表いたしておりました4断層に加えまして、新たに3断層に係る震度分布帯解析及び被害想定調査結果、いわゆる内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果でございますが、これに加えまして、公表済みの2断層についても震源の位置を変えて調査いたしました結果が公表されたところでございます。

この結果の中で、本市に最も被害を与える断層帯が、今回新たに調査が行われました揖斐川町の北部を震源とし、本市の北部を横断し、関市武芸川町まで続く揖斐川―武儀川断層帯でございます。いわゆる濃尾断層帯でございますが、この断層帯を震源とした地震が発生した場合に、本市では最大震度6強が想定されておりまして、建物の全壊が1,732棟と想定されておりまして、また、最も被害が大きいと言われる冬の早朝に発生した場合の想定でございますが、本市では死者数が101名、負傷者が1,010名、避難者につきましては5,768名になると想定されておりまして。

この想定結果は、これまで本市が最大の被害を受けると想定しておりました養老―桑名―四日市断層を震源とする地震に比べまして、最大震度は変わらないものの、建物の全壊棟数、最大死者数、最大負傷者数、避難者数等もいずれも2倍近くの数値となっております。

今後、本市といたしましては、今回の被害想定の結果を踏まえまして市の地域防災計画となるよう、計画の見直しに着手しなければならないというふうに考えております。

また、防災・減災対策の強化といたしまして、引き続き住宅の耐震化や家具の固定の促進、危険ブロック塀の除去への支援、災害ボランティアの受け入れ体制や復旧・復興に係る資材の調達などにつきまして、各種関係機関との協定締結や防災訓練の参加促進などによる連携体制の強化など、これまでの地震防災対策に加え、さらなる充実強化に向けまして、全庁的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

[9番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

3点目に移ります。

停電時の対応強化ということでございますが、昨年9月4日の台風21号の接近により、各地で大規模な停電が発生したことは皆さんの記憶にも新しいところでございます。

近年、これだけ広範囲で、かつ長時間の停電は記憶になく、多数の方から苦情が寄せられました。従来のようにすぐ復旧するであろうというふうに思っておりましたが、数日間に及んだことで、生活に大きな混乱が起きました。私もすぐに部長のところへ飛んでいき、接見をいたしました。復旧の情報については市民が得る中電のホームページと同じ内容で、またその復旧見込みが随時引き延ばされ、より大きな混乱となりました。

電気が使えないことで明かりがない、御飯が炊けない、風呂にも入れない、トイレが使えない、テレビが見られない、電話も使えない。さらには携帯電話の充電もできないため、連絡さえもできなくなりました。

改めて、電気に頼る現代の生活の弱点をさらけ出した今回の停電であったというふうに振り返ります。停電自体が起こることは、これはやむを得ないことではございますが、電力会社の正確な情報伝達や、昨年の大阪北部地震の停電では、公共施設などで携帯電話の充電サービスがされたことなどから、この対応についても準備されておいてほしいというふうに願います。

これら停電時の対応についてお伺いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

昨年の9月の台風時におきましては、市内で長期の停電が発生したということで、市民の皆様は大変御迷惑をおかけしたところでございます。

これを受けまして、県と本市につきましては、中部電力に対しまして、停電時における連絡体制の見直し、あるいは正確な停電状況や応急復旧の情報の速やかな伝達体制の確立について要望して

まいりました。

また、国におきましても、昨年9月の台風による各地で発生した大規模停電を重く受けとめまして、国内の各電力会社が協力し、オールジャパンで停電時の復旧対応に当たるよう各電力会社に指示されたと聞いております。

中部電力では、これらを受けまして、昨年、停電発生からおおむね3日間での復旧を目指す体制を構築するための改善策に着手されまして、地方公共団体への情報伝達の見直し策といたしまして、市が災害時に必要とする情報や対応してほしいことを平時から把握するために、顔の見える環境の構築や電気利用者の立場に立った市への情報提供を行っていく改善策の説明を受けたところでございます。

しかし、市といたしましては、さらに停電状況の速やかな把握と正確な復旧見込みの連絡や、復旧工事における道路管理者との連携について要望をしたところでございます。

現在までに、中部電力での改善策といたしましては、新たに市町村のための回線の設置やホームページの改修を行い、復旧の見込み、停電理由の詳細な情報化と復旧状況の新設が進められているとのことでございます。

今後につきましては、停電による市民の不安を少しでも解消するために、中部電力から入手しました情報につきましては、防災行政無線等を通じまして伝達することを初め、広報車や消防団による連絡、あるいはSNSなどを活用しまして、市民への積極的な情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、日常生活に欠かせない携帯電話でございますが、情報収集のできるよう、通電が確認できた公共施設の開放や指定避難所に置いてございます発電機によりまして充電可能な措置を講ずるなど、停電時の対応につきましても防災対策ということとして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

4点目の通学路の安全対策の質問に入ります。

昨年6月に発生いたしました大阪北部地震では、通学路のプール壁が崩壊し、児童のとうとい命が奪われました。これを受けまして、通学路の安全対策強化について副市長に質問をいたしました。

最初の答弁では、新年度より施行に向けた対策を検討するとしておりましたが、私は再度、いつ起こるかかわからないこの地震に対して、対策は待ったなしというふうに強く要望いたしまして、危険箇所では所有者の理解と協力が得られれば、随時撤去を進めていくとの答弁をいただきました。

その後の状況と新年度の対策について、前回答弁をいただきました副市長にお尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

それでは、議員御質問の通学路の安全対策強化についてお答えします。

昨年6月の大阪北部地震で、通学路沿いのブロック塀が倒壊し、幼い児童がブロック塀に挟まれ、とうとい命が失われた事故に鑑み、議員からの御提案を受け、本市においても市民の生命の安全を確保することを目的に、通学路を重点とした市道全体の安全対策として、道路沿いのブロック塀等の撤去・改修のための補助制度を創設し、県の建築事務所との合同調査の結果、倒壊のおそれがあるとされた通学路沿いのブロック塀を中心に、本年1月から補助金を交付しております。

なお、制度の設計に当たっては、撤去のみならず、撤去後の生け垣・フェンス等への改修に対する費用へも助成することで、補助制度の活用を促すことに意を用いたところです。

その結果、フェンスへの改修を含む2月末時点での申込件数は10件あり、撤去総延長230メートル、補助金額は合計150万円ほどです。うち、通学路沿いは6件で、撤去延長160メートルほどの申請がありました。

先ほど申し上げた県の建築事務所との合同調査の結果、倒壊のおそれありとして所有者に点検結果をお知らせし、注意喚起をした9件については4件の申し込みがあり、事業実施の効果に手応えを感じているところです。

今後も、ブロック塀等撤去・改修補助事業を継続するとともに、新たに通学路となった路線については適宜調査を行い、必要に応じ、注意喚起や制度の活用を促し、震災時の通学路等の安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

最後、3つ目の基本方針であります、潤いのある快適な里づくりの「育成」について質問いたします。

その1点目でございますが、体力向上事業の実施内容とその成果についてということでございます。

これにつきましては、児童・園児体力向上支援事業として、幼稚園の取り組みも含まれますが、これは代表いたしまして、溝口局長に尋ねたいと思います。

本市では、生きる力を育むプロジェクトの一つとして、児童・園児の体力向上に向けた特徴的な取り組みを展開しており、文科省からも高い評価を受けていると承知をしております。今年度実施された事業内容とその成果についてお尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

## ○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、体力向上事業の実施内容とその成果についてお答えをさせていただきます。

本巢市の児童・生徒の体力は、持久力・筋持久力を初め、全国平均を大きく下回っており、また、幼児の動きのぎこちなさや運動時間の短さなども大きな課題でございます。

そこで、まず幼稚園から心と体の健康と体力を育成するため、岐阜大学教育学部の春日晃章教授の協力を得て、「生きる力を育むプロジェクト」を昨年度よりスタートさせていただきました。

春日教授には、まず市内全8幼稚園を回っていただき、園長や保育士、保護者に対しまして、幼児期の運動遊びの重要性や親子のスキンシップを大切にしながら行う具体的な遊び方などについて、講演と実技指導をしていただきました。

さらに、8幼稚園でそれぞれ年8回、計64回にわたって、教授や大学院生が指導者となって開発した運動プログラムを指導していただき、幼稚園の先生方の指導力向上を強力に支援していただきました。

そのほか、運動会の種目を大改革したり、園の遊び道具を作成していただいたり、子どもの運動能力を高める環境を整備していただきました。

こういった実践を2年間継続して行ったことにより、子どもの運動能力や身のこなしは見違えるように高まってきており、全国平均を下回っておりました園児の基礎的な運動能力は全国平均を上回り、特にボール投げにおいては、春から秋にかけての半年間でございますが、その伸び量が全国の約5倍を示すまでになってきました。

日々の保育の中でも、園児が自分から体を動かす遊びが増加し、声も大きく元気になり、笑顔や笑い声がふえました。めり張りをつけた聞く姿、ルールを守る姿も多く見られ、規範意識や社会性、集中力の向上も見られました。給食の残菜量が減り、夜早く寝る子がふえたとも聞いております。

本年度は、この取り組みを小学校の低学年にも実施をし、体育授業での運動遊びの導入、休み時間の遊びのバリエーションアップ、運動会種目の改善を進めてまいりました。

健康と体力は生きる力の基盤であり、また運動は知育、徳育の成長に結びつくものであると確信しております。今後もさらなる充実が図れるよう、大学などとのコラボレーションも生かしながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

## ○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

## ○9番（黒田芳弘君）

2点目に移りたいと思います。

先ほど再任をされ、引き続き本市の教育を担当されます川治教育長には、本市の教育行政について、改めて御尽力を願うところでございます。

私も42歳で議員となりまして、小さな子どもを育て、PTA活動もしながら取り組む中で、本市の将来を担う子ども教育には熱い思いを持って携わってまいりました。そんな中で出会った川治教

育長には、いろいろと相談をする中において、だめなことはだめとはっきり言ってもらい、必要なことは強く推進していただきながら、本音で議論をする姿にその本気度を感じて、私も接してきました。そして、これまでさまざまな成果を上げていただいたことに感謝を申し上げます。

新たな出発として、新年度の学校教育の重点施策についてお尋ねをいたします。

#### ○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

#### ○教育長（川治秀輝君）

それでは、新年度の学校教育の重点施策についてお答えをします。

新年度の学校教育は、これからの時代に必要なたくましく生き抜く力を身につけていくために、3つの重点を持って進めてまいります。

1つ目は、自分で考え判断できる力の基盤となる確かな学力の育成をすることです。生きる力の知・徳・体の「知」の部分です。

生きる力を身につける学校において、まず何よりも教師が子どもにとって信頼、尊敬できる存在であることが大切です。教育は人なり。教育効果は100の施策よりも1人の教師だと捉えています。

そこで、最優先に考えていることが、子どもの最大の教育環境である教員の資質向上と専門性の高い指導者の導入です。

学校は、授業が命であり、授業で力をつける場所です。授業の質を高めるために、全ての学校でテーマを持って授業研究を進め、管理職による授業指導や全教職員が互いの授業を見合う機会を充実させていきます。さらに、英語と理科についてはJTEとALT、理科専門指導員の配置を継続・充実させ、子どもたちに直接的、間接的に専門性の高い指導を行います。算数・数学については、県費の加配をつけて少人数指導を進めてまいります。

また、教師力・授業力向上の取り組みとして、本巣市教科指導員制度を確立し、指導員には岐阜市と連携を図った合同研修や授業の進め方の手引きについてもつくらせていきたいというふうを考えております。各学校への指導も、より一層充実させ、作成した手引きは全教職員に配付し、自己研さん、授業力向上につなげていきます。

2つ目は、AI時代であっても大切にしたい不易の部分、思いやりなどの心の教育や人とかかわる力の育成、心と体の健康などを充実させることです。生きる力の「徳」と「体」に当たる部分です。

幼稚園や小学校低学年では、先ほどの生きる力を育むプロジェクトをさらに充実させ、運動遊びを通して体力・健康を高め、脳や心へのよい効果も求めています。

新たに教科化となる道徳については、糸貫中学校が国の指定を受けて実践研究を行い、心の育ちに結びつけていきます。この実践から、市内の道徳教育を改善させていくとともに、心の教育、いじめのない学校づくり、人間的魅力のある教員のあり方などに結びつけていきたいと考えております。

また、新たに来年度から、小学校5年生全員を対象に、集団の中で必然的に協力や意思疎通を生み出す体験プログラム「プロジェクトアドベンチャー」を根尾にて実施します。さらに、中学校2年生全員を対象に、2泊3日の広島平和学習を実施し、一生心に残る体験を仕組み、平和へのかたい決意と行動力を向上させます。

3つ目は、学校全体で育んだ生きる力をそれぞれの未来をたくましく生き抜く力に発展させるために、個性を生かし、伸ばす教育を推進し、好奇心や挑戦意欲を高め、主体的な学びができる子どもを育成することです。

自分で考え、選択して、みずから学ぶ子どもたちに育てていくために、さまざまなジャンル、教科の学びの場を提供していきます。数学のまちづくりによるジャンプアップ楽校、検定楽校などに加え、理科講座も開設をしていきます。歴史好きな子どもには、ふるさと学習ロマンプロジェクトや子ども学芸員制度を位置づけ、読書好きの子どもにはジュニア司書認定制度を開設し、それぞれ発展的で深い学びへ導きます。ほんの森では、一生の読書が貯金通帳のように蓄積される読書通帳制度も開設させ、市内全域に読書の渦を巻き起こしていきたいとも考えています。2年間好評であった外国人と会話ができた充実感とコミュニケーション能力を育成するイングリッシュ・デイズも継続して提供してまいります。

来年度も、子どもたちが自分の人生を自分でつくり上げる力を身につけていくために、本巢市らしい豊かで楽しい学びの取り組みを進めてまいります。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

最後、3点目に移りたいと思います。

義務教育学校創設につきましては、毎年この3月の定例会で取り上げまして、今回3回目の質問となります。1回目はやんわりと断られまして、2回目で検討するといった答弁をいただき、先日の新聞でも、本巢市根尾地域に2022年度、義務教育学校創設へと報道がされておりました。地域の子どもやその保護者たちは、一日も早くという気持ちで待ち望んでいるところでございます。

義務教育学校創設へ向けた現在の取り組みと今後のスケジュールなど、具体的な計画について伺いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

義務教育学校創設への取り組みと今後の計画についてお答えします。

義務教育学校創設の基本的なスタンスといたしまして、子どもに力がつき、子どもにとって本当にプラスになることを最優先に考えていきます。また、この創設は、地元住民や保護者の思いや願

い、現状と課題をよく知っている根尾小・中学校の先生たちの声を大切にしながら、根尾地域が創設の主体となるような進め方をしていきたいと考えています。

まず、かかわる者全てが義務教育学校の内容やよさを十分共有して進めたいという願いから、学校と保護者との懇談会、さらには根尾地域教育活性化検討会議での話し合いなど、地元からの設立に向けた方向性や要請を受けてから、第1回の義務教育学校設立委員会を昨年9月26日に開催いたしました。

ここでは、義務教育学校という仕組みの理解、義務教育学校設立に向けて、その理念や目指す学校像、子ども像の共有をしました。

続いて、年が明けて1月11日には、義務教育学校に通学することになる根尾幼稚園の保護者の皆さんを対象に、校長より義務教育学校の説明をさせていただきました。

その後、1月17日に第2回義務教育学校設立委員会を開催しました。ここでは、義務教育学校設立の見通し、設立場所の要望等についてまとめました。

さらに、先月2月18日には、根尾小・中学校の全教職員とともに、根尾の現状と課題を洗い出し、どんな子どもに育てたいのか、どんな学校にしたいのかなどを共有しました。

今後は、校舎整備といったハード面だけではなく、願う子どもの姿を共通理解し、9年生までの各学年の目指す姿を明らかにしながら、その実現を可能にする教育課程といったソフト面の整備・検討が必要になってまいります。その中心となるのが、先ほどの根尾小・中学校の先生方ですので、その自覚を一人一人に強く持っていただき、主体者となって新しい学校づくりのスタートを切っているところでございます。

来年度は、そうしたソフト面の整備・検討を支援するために、義務教育学校設立支援員を1名配置して、具体的に動き出します。さらに、校舎等の設計前の事前調査を行い、根尾学園の開校場所を正式に決定してまいります。その後、2020年度に設計と国への補助申請、2021年度に工事、2022年度4月に開校を目指します。

根尾の子どもたちが夢を持って楽しく学び、今まで以上に力をつけ、自信と誇りを持って巣立っていけるような学園をつくり上げていきたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

多岐にわたって、ありがとうございました。

最後に、このたび晴れて御退職を迎えられました職員の皆様方には、長年の献身的な功績に対し感謝を申し上げる次第でございます。今後の末永い御健勝、御多幸を祈念申し上げ、私の代表質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩といたします。多くの傍聴者の市民の皆様申し上げます。15分ほど休憩をしたいと思います。

っておりますので、少し休憩しますので、また15分後に傍聴していただくと幸いだと思っております。議員の皆様におかれましては、そのようにまた御参集をお願いいたします。以上。

午前10時28分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開をいたします。

日程第3 一般質問

○議長（鐔本規之君）

休憩前に続き一般質問を行います。

6番 澤村均君の発言を許します。

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

質問に入ります前に一言、毎年恒例のことではありますが、寒さも揺るぎ、梅の花が咲くころになりますと、花粉症という大変厄介なものがやってまいります。私も三十数年つき合っておりますが、ことしは特にひどいということで、鼻水は出るわ、目はかゆいわということで、質問の緊張も緩むほどのかゆさでございます。

それでは、質問に入りたいと思います。

今回、先ほど黒田議員の質問にもありましたが、子どもの虐待ということで、最初にテーマを持ってまいりました。

一昨年、1年前に千葉県野田市の小学校6年生の女の子、心愛ちゃんが、父親からの虐待で亡くなりました。新聞やテレビ等で毎日のように報道され、多くの皆さんが心を痛めている、そう私自身も感じております。

さて、このたびのこの事件が特別な事案なのか否かはさておき、親が子どもに対してしつけと称して行う虐待行為は、断じて許されるものではありません。現行の虐待防止法は、虐待について身体的暴行やわいせつ行為が当たると明確に定めているものの、しつけに関しては適切に配慮しなければならないとするにとどまっております。

そこで、家庭内における子どもの虐待を未然に防止する監視体制、本市ではどのようになされているのかをお尋ねいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

家庭内におきます子どもの虐待を未然に防止する監視体制について、お答えをいたします。

子どもの虐待を未然に防止するためには、子どもの安全・安心の確保が重要であり、迅速かつ適切な対応が求められます。地域における見守りにつきましては、民生委員・児童委員にお願いをしており、また教育現場においては、市内幼稚園、小・中学校において見守りをお願いしております。

地域や教育現場等において児童虐待の疑いを把握した場合は、教育委員会及び市の虐待部局であります子ども大切課へ情報提供が行われ、市におきまして、管轄する児童相談所との間で情報共有を図りながら、必要に応じて家庭訪問等を実施しております。

また、虐待の発生予防に向けましては、育児の孤立化、育児不安の防止といった保護者への支援が重要となってくることから、乳児家庭全戸訪問事業や地域子育て支援拠点事業などを実施する中で、子育てに関する悩み等の相談に応じることで、子育てに悩んだ末に子どもへの虐待に向かってしまうといったことがないように未然防止に努めております。

[6番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

そこで、市民の皆さんが、この家庭における虐待現場等を見たり聞いたりしたときに、どこへ通報すればいいのか、それについてお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、直接または地域の児童委員を介して、市及び県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所へ通告することになります。本市におきましては、子ども大切課において通告に対する相談を受け付ける窓口を設置しております。

また、児童虐待をいち早くキャッチするために、児童相談所全国共通ダイヤルであります「189」が設けられておりまして、ダイヤルすることにより管轄の児童相談所へ電話につながり、相談を行うことができます。

[6番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

今回のこの事件において、学校関係者や教育委員会、そして児童相談所が三つどもえとなり、協議をしながら進めているとのことではありましたが、テレビの報道でありましたように答弁者は目がうつろ、責任の所在がどこにあるのかという部分で、私たちがテレビを見ていても、本当にどこの部署が悪かったのかということを感じました。

予防するにおいて、どの部分で対処できたのか、初動に問題はなかったのかということを考える

ときに、この責任の所在を追及してもどうしようもないんですが、一人の子どもが亡くなった、そういう現実において未然に防止するためにはどうしたらいいのか、これは本市として学校教育関係、そして家庭、児童相談所等で、これは学校教育関係というふうに、私、今回質問したときに福祉部長の答弁ということで、一応連名で事務局長の名前も載っておりましたが、これはひっくるめて福祉部長にお尋ねします。

これで、今の現状で対応はできているのかということをお尋ねします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

**○健康福祉部長（久富和浩君）**

子育てに関します相談は、虐待相談のみならず不登校、育児・しつけといった育成相談などさまざまな相談を受けているところでありまして、要保護、要支援児童として継続的にかかわっております相談件数につきましては、平成28年度が23件、平成29年度が29件、平成31年1月末現在において29件となっております。

このうち、児童虐待の通告につきましては、平成28年度が1件、平成29年度が2件、平成31年1月末現在において4件でございます。これらの案件につきましては、子ども大切課で内容を調査し、児童相談所へつなぐべき案件か判断を行った上で、確実に児童相談所へつなぐこととしております。なお、児童相談所へつないだ後につきましても、子ども大切課と学校、教育委員会と児童相談所が連携しながら家庭訪問を行うなど対応しているところでございます。

しかしながら、近年、全国的に児童虐待相談件数が増加傾向にある中、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が重要でありますことから、本市におきましても、児童相談所、学校、教育委員会等の関係機関との連携を密にしていまいります。

〔6番議員挙手〕

**○議長（鰐本規之君）**

澤村議員。

**○6番（澤村 均君）**

今の答えて聞いておりますと、この問題点がどこにあるかという点で考えたときに、これは再質問でよろしいです。

今開かれている国会では、政府・与党が検討している児童虐待防止法や児童福祉法の改正案の概要が今月2日にわかり、保護者による体罰禁止を明記し、児童相談所の機能も強化する、今月半ばにも閣議決定し、今国会で成立を目指すとの記事がありました。

政府は、再発防止の取り組みを加速はさせるが、現場からの声は、これで本当にこういう事故が防げるのかという心配した声もあります。実効性の確保が問題となるとありましたが、もしこの三者機関での対応に限界があるならば、今回の記事にあるような、保護者からの恫喝や脅迫めいたことが現場担当者の身の危険を感じるようなときには、どうして防ぐことができるのか、対処ができ

るのかということ考えたときに、やはり警察力等の力をかりることを、これは担当者のみを守る部分においてでもそうですが、必要ではないでしょうかというふうに私は思いました。

これに関して答弁があればお伺いしますが、なければこれで質問にしたいと思いますが、何かありますかね、この答えは。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

久富健康福祉部長。

**○健康福祉部長（久富和浩君）**

先ほどの各機関連携をとということでお答えをさせていただきましたが、少し言葉足らずで申しわけありませんが、現在も、先ほど澤村議員がお聞きになっておられます警察とか、そういう機関等々も現在も連携をとりまして定期的な会議とか、案件によりましては警察のほうと連携して案件の処理に当たっております。

[6番議員挙手]

**○議長（鐔本規之君）**

澤村議員。

**○6番（澤村 均君）**

再度お尋ねします。

本巢市の中に、そういう機関があるのか。例えば、警察は本巢市の中にはないですから、それは答えられないと思いますが、そういう担当者の身の危険を感じたときに堂々と対応できるような、そういう組織をつくるということはお考えではないでしょうか。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

久富健康福祉部長。

**○健康福祉部長（久富和浩君）**

虐待の相談部署でそういう体制をとるとするのは非常に難しいと思いますので、全庁的にそういう圧力とか、そういうものに対する体制を整えていくということは大事だと思いますので、今後そういう組織の充実というのは図っていかなきやいけないかなあとは考えております。

[6番議員挙手]

**○議長（鐔本規之君）**

澤村議員。

**○6番（澤村 均君）**

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。

私自身が最近、高齢者の立場で相談を受けたりとか、そういう場所が多々ありまして、高齢者と向き合って対話をするときに、どうしても耳が遠い、そういう方が非常に多く聞こえます。そして、私も対応していて、余り大きな声を出して話していても会話が途中で途切れたり、もう相手も聞く

のも面倒くさくなるような、そういう場合が多々ありました。

そこで、これは私たちの日本共産党が出している機関紙のしんぶん赤旗の記事なんですけど、ことし1月に全世界で、日本も含めて調査をした結果が載っている記事を見つけましたので、ちょっとこれを読ませていただきたいと思います。

補聴器の普及割合というのが、特にこの日本は非常に低い。それはなぜかという、障がい認定があれば受けられる補聴器の補助というんですか、そういうものが日本では非常に低い、一般人ではなかなか、この高額な1台15万から50万という補聴器の高額な機械が載っております。

これは、政府としてのそういうきちとした機関ではなく、民間企業が自己で、各おのおので行っている基準というものが、政府ではきちっと決まりがないということで、今この各国では、世界ではもう70%以上の割合で普及率が高まっているという、これは調査人数の中のパーセントはいろいろありますが、快適な生活をするには、この72%の人たちが補聴器があればできるという答えなんですけど、一般社会で、私の祖母もつけておりましたけど、安価な機械だとノイズが入ってすごく聞こえにくい、だから途中で外してしまうという弊害もあります。

そこで、本市において補聴器といいますか、補助器具に対する補助とか、そういう部分の何か決め手、目安みたいなものがありましたら教えていただきたいと思います。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

暫時休憩といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時04分 再開

**○議長（鰐本規之君）**

再開をいたします。

[6番議員挙手]

澤村議員。

**○6番（澤村 均君）**

ただいまの質問で、これを前提として一つずつお聞きしたいと思います。

本市の補聴器の補助の対象人数をお聞きしたいと思います。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

**○健康福祉部長（久富和浩君）**

議員御質問の対象人数はということでお答えをさせていただきます。

補聴器を必要とする高齢者の人数は、現在、市のほうでは把握しておりません。

また、高齢者を対象といたしました補聴器の補助制度は現在ございません。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

それでは、聴覚障がいに対する要件等はございますでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

先ほど申し上げましたとおり、高齢者を対象といたしました補聴器の補助制度はございませんが、聴覚障がい者の方等に補助具として補聴器購入の補助制度がございまして、補助の対象となる方は、聴覚障がいによる身体障害者手帳6級以上をお持ちの方や指定難病の方が対象となります。

したがって、補聴器を必要とする高齢者の方は、まず聴覚障がいによる身体障がい者の認定を受けていただき、補装具として補聴器購入費の補助を受けていただくこととなります。

[6番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

それでは、その補助を受ける場合の上限とか金額というのがありましたらお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

補装具としての補聴器購入費補助に係る自己負担は、原則1割負担でございますが、国の定めた基準額がありまして、補聴器の種類や障がいの程度、また個々の収入状況により細かく定められております。

[6番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

結局、認定を受けなければ、そういう補助器具も使えないということございまして。

高齢者が安心して生活をして暮らしていく、そこでその補聴器というものがどうしても必要であるという方が、これからふえてくると思います。これは、国民が平等の権利で生きていく、生活していく中において、この器具が障がい認定を受けなければそういうものも買えない、そういう方がいるということは、ちょっとかわいそうなような気がします。私は、誰でもがこの補聴器を簡単に

手に入れ、普通の生活ができる、そういうものになるのであれば、これはもっともっと柔軟に普及していかなければならないような気がします。

これは要望になりますが、本市でも高齢者に寄り添い、温かい行政の中で暮らしていくためには、柔軟に考えていただいて、これからこういう補聴器の普及に努めていけるように努力していただきたいと思い、この質問を終わります。

さて、先月、先ほどこれも黒田議員と話がかぶりますが、揖斐川、そして武芸川のこの本市を横断する活断層について、県の発表がありました。

この地図を見ていますと、ちょうどこの本市の北部地域と南を分断するような形でこの断層があります。その途中には根尾川があり、金原ダムもあり、一たび、本巢市の場合は震度6ですか、震度6の地震が来たときに、北部地域とのライフラインが非常に懸念されます。回り道するような多分道もないと思いますが、この県の発表に対して、本市はどのように考えておられるのか質問いたします。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

**○総務部長（畑中和徳君）**

濃尾断層帯の把握についてのお尋ねにお答えしたいと思います。

濃尾断層帯は、平成25年1月に地震調査研究推進本部地震調査委員会が内陸活断層として公表されました110の断層帯の一つで、温見断層、濃尾断層帯主部、揖斐川断層帯、武儀川断層から成るものでございます。この断層帯によって地震が発生した場合には、本市では地震そのものの大きさ、いわゆるマグニチュードが7から7.3程度を想定し、現在の地域防災計画を策定しておるところでございます。

また、この濃尾断層帯は、揖斐川北部から本市及び山県市を経まして、関市武芸川町に至る全長52キロにわたるものでございまして、活動が不明とされているものから成る断層帯でございまして、このことは、本年2月19日に県が公表されました内陸直下型地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果によりまして、具体的な予想震度及び被害想定等を確認しておるところでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

**○議長（鐔本規之君）**

澤村議員。

**○6番（澤村 均君）**

この質問に対しては、先ほど黒田議員のときにも詳しく聞かせていただいたので、これで閉めます。

4番目の質問に入ります。

今、本巢市地内において道路工事が至るところで行われております。特に、本巢連絡道路におい

ては東海環状自動車道、長良系貫線、そしてインター付近、仮称ですが、本巢インター付近の周りでも工事が毎日のように行われております。この工事は、これから2年、3年と続くわけですが、大変、大型のダンプカー、トラックが行き来をし、非常に危険な状態であると思われま。その横断する中には通学路もあり、特に連絡道路周辺では急カーブ地点があったりとか、非常に危険な場所が目立っております。

そこで、道路の傷んでいる箇所も数々見られるということで、私も自分が走っていて気になる部分は何カ所かありました。市としては、こういう現状を踏まえて、今後この道路、特に連絡道路周辺の管理、それとか点検等をどの程度行っているのかをお尋ねします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

**○産業建設部長（原 誠君）**

それでは、お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、市道西部連絡道路線は供用開始から10年以上がたち、ひび割れ、わだち掘れ等の路面の損傷が目立っております。点検につきましては、職員及び年間委託の道路維持修繕管理業務にて道路パトロールを行っており、通行の支障となるような道路の損傷を発見した場合は、部分的に補修をしております。

しかし、近年、幹線道路整備や東海環状自動車道関連事業における大型車両の交通量が増加しており、さらなる路面の損傷が予想されるため、計画的に全面修繕をしていく必要があると考えております。

平成31年度には、市道西部連絡道路線を含めた主要路線70キロメートルを対象に、社会資本整備総合交付金を活用した路面状況調査を行い、道路舗装長寿命化計画を策定し、順次修繕する予定であります。以上でございます。

[6番議員挙手]

**○議長（鰐本規之君）**

澤村議員。

**○6番（澤村 均君）**

路面状況の点検については、よくわかりました。

そこで、急なカーブ、交差点など危険箇所が随所にあるわけですが、これは警察のほうの力も要ると思いますが、交通安全に対する事故防止策、危険な箇所につけてある、例えば急カーブであれば、この先急カーブがありますよという誰が見ても運転者からわかるような、そういう施設等の整備が必要ではないかと自分が走っていて思いました。

そこで、危険箇所、事故防止等に対する施策はどのようにとられておるのでしょうか。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

本路線は直線区間が多く、車両の走行速度が増加する傾向があるため、今、議員がおっしゃられたとおり、一部の急カーブ区間及びその区間内の交差点部は、交通安全上危険な箇所がございます。

当該箇所につきましては、岐阜県公安委員会の指導のもと、長屋地内では安全対策として西部連絡道路側に速度抑制を促す減速路面標示、また夜間における運転の円滑性を保つため視線誘導標を設置しております。あわせて、S字カーブを表示した警戒標識による先が急カーブになることを事前に知らせる、注意喚起を促す安全対策を講じております。

今後につきましては、岐阜県公安委員会などの関係機関から、周辺環境の変化に伴う通行車両の増加などにより、新たな対策が必要となる箇所の御指摘がある場合につきましては、対策を講じていきたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

安全対策は、どれだけやってもやり過ぎたことはないと思います。今後とも、注意箇所、危険箇所には重点的に気をつけていただいて配慮願いたいと思います。

3番目に、これから2年、3年、この東海環状に関連しては特にそうですが、長期にわたって工事車両が頻繁に出入りする、そういう長期にわたって危険箇所がずうっと続くわけです。これには業者の指導、そして安全運転する場合は運転手に対する指導も徹底していかなければ、危険は減らすことはできません。

そこで、市としてできる範囲もございましょうが、東海環状であれば国であり、県道であれば県、長良糸貫線は市の管轄だと思いますが、本巣市としてどの程度の指導をできるのか、一つでもこの危険箇所、危険行為を減らすためには、業者に対する指導も必要ではないかと思われま。

そこで、市の対応策をお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

運搬車両の積載量につきましては、道路運送車両法で最大積載量が定められておりますが、近年、定められた最大積載量を超えた状態で走行することを要因とした事故や、過積載車両の通行による道路の損傷が社会的に大きく影響し、問題視されております。

本市で発注する工事につきましても、資材、残土等の運搬作業を伴う工事が多く、過積載の防止に対する取り組みは重要であると考えており、工事受注業者につきましては、工事施工計画書で過

積載防止を含む交通管理に関する項目を設け、関連法令の遵守及び自社ルールに基づき安全運転等の管理を徹底しております。

また、現場確認時には監督員による資材等を搬入、搬出する車両の荷台状況を目視により確認しており、交通事故防止に努めております。さらに、西部連絡道路線沿いでは、議員御指摘のとおり、今後、市発注工事以外の工事等が多くなることが予想されますので、道路管理者として、所管警察署へ過積載車両の取り締まり強化を今後も要望してまいります。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ありがとうございました。

今後とも行政指導などしっかりとしていただき、安全に子どもたちが道路を使用できるようにやっていただきたいと思います。

今回の質問が、私、さきに行われた一般質問で黒田議員と重なる部分がありまして、少し早目に終わるような事態になりました。そこで、藤原市長の方針演説にもありました平和教育を推進するため被爆地広島を訪問し、核廃絶と平和のとうとさについて学習する青少年平和教育研修事業を新年度からは市内中学2年生全員を対象に実施してまいりますという言葉どおり、本年度の予算にも載っておりました。

私が議員になり、最初の一般質問のときに、この研修について質問をした記憶がはっきりと覚えております。これは、先輩の鵜飼静雄議員が長年ずっとやってこられた事業でもあり、私はその意向を継いでこの一般質問をしたところ、その年にこの事業が計画されるという、すごくそのときはうれしく思い、感動いたしました。

そこで、今年度予算に広島研修の予算1,280万円が計上され、中学2年生395人、引率者32人が広島に派遣される、この本巣市において核兵器廃絶、恒久平和を強く願う青少年の育成をということで、本巣市の市長さん初め、教育長、執行部の皆さんの教育姿勢に深く感謝するとともに、非核平和都市宣言のこの本巣市が、県内他市町の見本となることと思われまます。悲惨な戦争が二度と繰り返されることのないようお願い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

続きまして、7番 堀部好秀君の発言を許します。

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

それでは、通告に従って順次質問をさせていただきます。

1つ目の個人番号、マイナンバーカードについて質問させていただきます。

2015年から、全ての国民に個人の識別番号として12桁の個人番号が通知されました。そして、申請すると個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードが発行されることになりました。それまで

も、市町村からは住民基本台帳カード、いわゆる住基カードが発行されていましたが、取得する人は少なく、また取得しても利用する機会は余りありませんでした。多分、取得された方というのは、住基カードを使って確定申告をされると、最初の年度だけ納税額を5,000円減免してもらえたので取得されたのではないかなあというふうに思います。私も、5,000円の減免目当てで住基カードをつくって確定申告を電子申告しましたが、実際には、住基カードを読み込むカードリーダーが必要となりまして、それを購入する必要もあり、カード発行手数料と合わせると、そんなに減免の効果はなかったような気がしますけど、申告所へ行かなくても済むということの利点はありました。その後、マイナンバーカードの制度ができてからは、確定申告を電子申告で行う場合にはマイナンバーカードが必要となりました。

住基のカードの顔写真つきでないカードは、申し込んですぐに窓口でもらえたんですけど、マイナンバーカードにつきましては、顔写真を撮る手間、それから申し込んでから交付までに1カ月ほどはかかるということで、実際には、まだ確定申告以外にはほとんど使い道がない、そういうことから、まだ十分普及しているとは言えない状況にあると思っております。

本巢市での取得率はどの程度かお聞きします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

**○市民環境部長（洞口博行君）**

それでは、本市のマイナンバーカードの取得率についてお答えをさせていただきます。

平成31年1月31日現在の本巢市のマイナンバーカードの交付数は3,254枚となっております、住民基本台帳人口3万4,396人に対しまして、取得率につきましては9.46%となっております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

**○議長（鰐本規之君）**

堀部議員。

**○7番（堀部好秀君）**

ただいま本巢市の取得率が9.46%ということで、全国の取得率が30年7月1日現在で11.5%、本巢市は少し悪い状況ではありますけど、これはやはり、ほかに使い道がない、利便性が悪いからではないかなあというふうに思います。

しかしながら、住基カードはマイナンバーカードができたときには廃止になりましたけれども、このマイナンバーカードについては廃止されることはないというふうに思っております。利便性が悪い上に、また3年ごとに更新しなければならない手間、また2回目からは交付手数料がかかるということを考えると、利用価値を上げないと、これから取得するという人はふえていかないんじゃないかなあというふうに思っております。

そこで国は、2021年から健康保険証のかわりとなるように健康保険法の法整備をすることに決め

たようですし、岐阜県内の自治体でも、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで住民票や印鑑証明等の各種証明書が発行できるように環境を整える市町村がふえつつありまして、この2月1日からは羽島市もできるようになって、県内では8市が今、コンビニ交付ができることとなっております。

本巣市としまして、住民サービス、利便性の向上、取得率の向上を考えて、コンビニエンスストア等でのマイナンバーカードを使っての各種証明書の発行を考えておられるのかどうかお聞きします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

**○市民環境部長（洞口博行君）**

コンビニ交付につきましては、マイナンバーカードを利用して住民票の写し等の各種証明書を市役所の開庁時間以外でも全国のコンビニで取得できるサービスとなっております。平成31年2月28日現在、全国で586市区町村が実施しておりまして、岐阜県下では、議員も申されたように、岐阜市、大垣市、高山市、関市、羽島市、可児市、瑞穂市、下呂市の8市がコンビニ交付を導入しているところでございます。

本市におきましては、現在、市税や上下水道料金等のコンビニ収納を実施しておりまして、これに加えて、コンビニ交付が導入されますと、いつでもどこでもすぐに証明書がとれることになり、住民サービスの向上のほか、窓口業務の負担軽減にもつながることから、導入について検討をしなければならぬと考えているところでございます。

しかしながら、現段階では証明書交付システム構築に係る費用や、毎年のシステム利用料などの運用に係る経費が高額となっております。人口規模の小さい自治体においては費用対効果が見込めないのが現状ということになっております。また、現在では、マイナンバーカードのICチップの空き容量の利活用が進んでおらず、本巣市ではインターネットを利用した確定申告などにとどまっていることから、マイナンバーカードの取得率についても低い状況ということでございます。

議員の御質問にあるように、国が進めます普及促進対策の状況を確認するとともに、コンビニ交付導入に係る補助制度や近隣自治体の動向などを見きわめながら導入時期を検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

**○議長（鰐本規之君）**

堀部議員。

**○7番（堀部好秀君）**

ありがとうございました。

既に、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアでの各種証明書を発行している市、その中でも飛び地のある大垣市と関市に行ってちょっとお話をお聞きしましたが、カードを使って

コンビニでの証明書を発行しているというのは、全体の2%から2.5%というふうにお聞きしました。この数字を聞いたときに、私は意外に多いなあというふうに感じました。

もともと、あのカードを持っている人が10%前後しか見えない中で、2%から2.5%、コンビニでの各種証明書が発行されているということは、カードを持っている人の20%から25%の方が既にコンビニで各種証明書の発行を利用しているということになって、持っている人は便利に利用しているんだなあというふうに推測できます。

市の費用負担も今、膨大という話もありましたけど、大垣市も関市も800万円ほど、職員1人分の人件費ぐらいいかなあというふうにお聞きしましたし、導入の際には、国から50%の特別交付税がその当時はあったというふうにお聞きをしました。

本巣市も、庁舎統合に向けて計画をされておりますし、取得率が上がれば、各地域に支所とか出先というか、そういうものを置かなくても済むかもしれませんし、窓口の職員も少なくできれば、費用対効果も上がるのではないかなあというふうに思います。

関市や大垣市においては、支所や出張所の廃止を考えておられないということでしたけど、関市の板取地区、洞戸地区にはもともとコンビニがないそうですので、それじゃあ支所、出張所、事務所を廃止することはできませんねという話もしていたんですけど、羽島市は2カ所の発行センターを廃止される予定というふうにも新聞にも載っておりました。

来年度の予算には、混雑する窓口業務の円滑運営のために、窓口案内、機器購入も予算計上されておりますし、コンビニで発行されれば窓口業務の負担も減るかもしれません。先ほど近隣自治体の動向を見ながらという話もありましたけど、近隣自治体の中でも、岐阜市、大垣市、またお隣の瑞穂市でも導入されておりますので、大垣市におかれましては、今年度から電子マネーの決済も実証実験を始められたというふうにお聞きしましたけど、電子マネーにつきましては、ほかの議員の方があした質問されますので、それ以上の話はしませんけど、ぜひコンビニでの各種証明書の発行はマイナンバーカードの普及促進、住民サービスにもつながることと思いますので、前向きに検討していただくようお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、もとまる商品券の利便性についてお聞きをします。

国では、子育て世代や住民税非課税世帯などを対象に10月から使用できるプレミアム商品券を、10月に現在の消費税率が8%から10%に引き上げるタイミングで対象者の中で申し込みをした人に発行する予定でありまして、その発行事務は、各自治体が行うこととされております。

各自治体が発行することによって、その自治体の振興にもつなげようという狙いがあるということですが、本巣市も発行する方向だというふうにお聞きしています。どのように発行する予定か、わかる範囲でお尋ねしますのでよろしくお願ひします。

#### ○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

#### ○健康福祉部長（久富和浩君）

本市のプレミアム商品券の発行計画につきましてお答えをいたします。

この事業は、消費税、地方消費税の10%への引き上げが低所得者とゼロから2歳児の子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域におけます消費を喚起・下支えすることを目的として行われる事業でございます。

国が示しております事業工程につきましては、平成31年6月から7月にかけて事業の周知を行いまして、7月ごろから11月ごろまでに購入希望者から申請を受け付け、対象要件に一致するか審査を行います。その後、9月ごろから随時、対象者の方へは購入引きかえ券を送付し、購入希望者は送付した購入引きかえ券を持って、10月から2月ごろまでに商品券の購入を行い、10月から3月までに市内の商品券事業参加店舗で商品を購入することとなります。

本事業につきましては、議員御指摘のとおり、地域における消費を喚起・下支えする目的としておりますことから、今後、事業実施につきましては市商工会と連携をしながら進めてまいりたいと考えております。

[7番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

次の質問に移りますけど、27年度に国の施策として地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して、消費喚起及び地域経済活性化を目的として各市町村でプレミアム商品券が発行されましたが、本巢市では、その後も商工会の事業として本巢市の地域振興のために、本巢市商品券事務組合からプレミアム商品券が発行され、市民に広く利用されていることと思っております。

本巢市にはもともと商品券事務組合が発行するもとまる商品券がありまして、市にも積極的に活用してもらっているところでありますけど、プレミアム商品券も商品券事務組合を通すことによつて、もとまる商品券の加入事業者ならどこでも取り扱ってもらうことができ、10月に発行する福祉のプレミアム商品券につきましても、今市の商工会と連携してということでしたので、多分、事務組合を利用しての発行になるんじゃないかなあというふうに思っております。

商工会が発行しているというか、商品券事務組合が発行しているプレミアム商品券につきましては、使用期間が6カ月、受け取った事業者が換金する期間として1カ月、ちょっと通告書のほうに2カ月と書きましたけど、1カ月の間違いなので訂正させていただきます。1カ月で、最長で発行されてから精算するまで7カ月かかります。

このことから、市の補助金を受けてのプレミアム商品券ということですので、市の会計年度内に精算できるよう、今まで発行が6月前後にされていたのかなあというふうに思っております。しかしながら、今年度、31年度に限っては、10月1日に消費税が上がる予定ですので、今までの増税時の傾向を見ますと、増税前に駆け込み需要というか、必要なものは買っておこうという消費者が多く見受けられます。

すると、10月1日からは消費が落ち込むという傾向が今までもありましたし、それを含んでの福祉のプレミアム商品券ということで国も計画されていることと思いますけど、もし商工会も、31年度もプレミアム商品券を発行するのなら、10月1日以降に発行してもらえらるほうが、地域経済の落ち込みを少しでも緩和できるのではないかなあというふうに思っております。

特に、商工会からそういう要望を受けたわけではありませんけど、例年どおりの6月ごろの発行時期でも、年末年始にプレミアム商品券が使えないという声も聞いておりますし、今後のもとまる商品券の利便性向上のためにも、環境を整える意味でお聞きしたいと思っておりますけど、10月1日から使用できるプレミアム商品券を発行することになりますと、使用期間は翌年の3月31日、換金期間を含めると、最長4月末となって市の会計年度におさまりませんが、この場合、市の会計措置として何か考えられることがあるのかお聞きします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

**○産業建設部長（原 誠君）**

それでは、お答えさせていただきます。

この本巣市商工会プレミアムつきもとまる商品券につきましては、本巣市商工会が平成29年度より20%のプレミアム分を上乗せする形で商品券を発行することにより、市民の購買意欲を高め、市内での消費喚起を促すことにより、地域経済の振興と活性化を図ることを目的に実施しております。

平成31年度につきましては、発行総額3,600万円を予定しており、現在、464の事業所が商品券取り扱い事業所として登録をされているところでございます。

議員御質問の本巣市商工会プレミアムつきもとまる商品券を10月の消費税増税に合わせて発行した場合の会計処理につきましては、本事業が本市からの補助金を活用して実施しており、実施時期により年度をまたいだ会計処理が必要となってくる場合におきましては、債務負担等の方法によりまして対応が可能であります。

市商工会におかれましては、発行した商品券が実際は使用されない場合など、会計処理を含めさまざまな課題がありますので、実施時期等につきまして市商工会からの要望がありましたら、本市財政部局と調整を図り、適切に対応していきたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

**○議長（鰐本規之君）**

堀部議員。

**○7番（堀部好秀君）**

ありがとうございました。

国の福祉プレミアム商品券が当初予算に載っていないので、どんな会計処理になるのかわかりませんが、国が年度をまたいでできるというのですから、市のほうもできるのではないかなあというふうに思います。もとまる商品券も広く市民に認知されていることと思っておりますし、利便性のある

ということで、市のほうもいろんな事業に活用されていることと思いますので、今後のためにも前向きな検討をしていただきますようよろしくお願いいたします、次の質問に移らせていただきます。

3番目の防災対策についてお聞きをします。

けさも東北地方で少し揺れの強い地震があったようですが、昨年9月4日にも、この地域にも台風24号に大きな被害を与えられ、いまだに屋根がついていない車庫を結構見ますが、近年、想定外の大規模災害が各地で起きるようになって、防災計画も過去の例からではなく、想定以上の災害に対応できるものが必要と思います。

市長さんの年頭の訓示も災害に関することだったというふうにお聞きしておりますし、実際の大規模な災害時、職員の方も被災されるわけですし、市も十分な防災体制をすることは、現実問題、無理だろうと思います。そうすると、やはり公助よりも自助、共助が基本で重要なことというふうに思っております。しかしながら、防災計画を策定しておくのは、やはり市の責務だろうというふうに思っております。

1月に防災についての研修に参加して、特に避難所運営について学ばせていただきました。もし避難所が開設されたときには、基本的には徒歩で避難することになっておるのは承知しておりますけど、いつの災害の報道を見ても、車で、何らかの理由があるとは思いますが、避難してくる人が相当量あります。また、避難所でペットがいるとか、高齢だとか、障がいがあるとか、何らかの理由があって避難所ではなくて車の中で寝泊まりする人、車中泊の人がいるだろうというふうに想定されます。

29年10月に改訂されました本巢市地域防災計画の中にも、指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定時に当たっては、車中泊避難者等が発生することも想定した対策を検討するというふうに1行加わっております。この車中泊について、市はどのように考えていくのかお聞きをします。

#### ○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

#### ○総務部長（畑中和徳君）

議員が今申されました車中泊の件でございますが、これにつきましては、熊本地震以降にいろいろと報道等がなされておるところでございますが、避難指定所における車中泊の対応につきましては、市の地域防災計画におきまして、避難先の状況確認や、食糧や支援物資の配付、エコノミークラス症候群の予防対策の情報提供など、当方で避難する市民と同様に対応することが避難所運営マニュアルの中に規定がされておるところでございます。

また、さらに長期間の車中泊によるエコノミークラス症候群の予防対策といたしまして、本巢市災害時保健活動マニュアルを策定いたしまして、保健師が予防対策の保健活動をしていくこととなります。

また、車で避難された方や車中泊避難者の駐車スペースでございますが、避難所は御承知のとおり緊急輸送物資の搬入路や救援物資の保管スペース、仮設トイレや洗濯スペースなど、避難者の生

活対応に関連するスペースの確保が必要となりますことから、車中泊避難者のスペースの確保につきましては、本当に限られてくるということになると思っております。また、このスペースを新たに確保することは非常に困難でございますことから、避難所への避難につきましては、要配慮者等への避難支援を除きまして、市民の方につきましては、できる限り徒歩で避難をしていただくよう今後お願いしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

本巢市が合併してすぐのころだったか、総合防災訓練のときに、阪神・淡路大震災記念館の語り部の方からお話を聞く機会がありまして、各避難所での避難してきた車の対応には、かなり最後まで苦勞されたという話をされておりましたのを覚えております。必ず車で避難されてくる方はいますし、駐車場なんかの確保も難しいというお話でしたけど、ある程度想定しておく必要はあるんじゃないかなあというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

1月の研修で、熊本地震で被災された熊本市東区若葉校区の避難所のリーダーからお話をお聞きしました。やはり自助、共助が必要ということで、その避難所に避難する自治会ごとに役割分担が決められているということでした。いざというときには、役割ごとに自治会に動いてもらう、自治会長がいなければ、その自治会の役職のある方が責任を持って役割を担当してもらう、そんなような組織がつくってありました。

市の防災計画を拝見させてもらっても、各避難所に職員は、基本的には2名しか配置されません。この2名の方が、大災害が起きてから、そのときにいろいろと役割を指示して避難所を運営していくことは、無理じゃないかなあというふうに思っております。するとどうなるかなあというふうに思いますと、避難している方がその2名の方に全てのことを要求される、そうすると避難所は大混乱することは明らかです。そうならないためにも、また自助、共助の観点からも、各避難所に合わせた避難所運営マニュアルは必要だと思いますし、その避難所に避難する自治会もマニュアルを把握しておく必要があるんじゃないかなあというふうに思います。

市の防災計画を拝見させてもらっても、詳細は避難所運営マニュアルにというふうな記載はしてあるんですけど、避難所運営マニュアルがどういう内容なのかは、ホームページ上では見ることはできません。避難所運営マニュアル、これは避難所ごとに作成してあるのか、またそれを誰が把握しているのかお聞きします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

## ○総務部長（畑中和徳君）

それでは、避難所運営マニュアルに関しましてのお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問でございますマニュアルの策定でございますが、本巢市の避難所運営マニュアルは、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災を教訓に、同年11月に県が作成いたしましたガイドラインを参考にして、平成24年5月に作成したものでございますが、市が設置する避難所の運営に関する基本的な手順を定めたものでございまして、避難所ごとに作成しているものではないでございます。

2点目のマニュアルの把握についてでございますが、避難所運営を担当することになります市の教育委員会、地域防災計画上でいきますと教育班でございますが、におきまして、指定避難所ごとの担当職員を毎年定めまして、市の防災訓練時には避難所運営マニュアルに基づく指定避難所の開設訓練を行うとともに、学校長など、避難所となる施設管理者と避難所としての施設利用の方法を確認するなど、マニュアルを熟知するように努め、災害発生時には対応することとしております。

しかしながら、開設後の避難所の運営につきましては、行政、いわゆる公助だけではなく、地元の自治会代表や防災士、これは共助の部分に当たりますが、によりまして、避難所ごとの避難所運営におけるルールづくりなどを運営していただく必要がございますことから、今後につきましては、市の防災訓練や自治会長会、防災士のフォローアップ研修等を通じまして、避難所マニュアルについての周知をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

## ○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

## ○7番（堀部好秀君）

ある防災士の方からの助言もありまして、幾つかの避難所に避難所運営マニュアルがありますかというふうにお聞きして、そうしたら、市内の避難所、各小・中学校にはちゃんと避難所マニュアルが備えられているんですね。それをちょっと拝見させてもらいましたけど、結構詳しく決められておきまして、男女の更衣室とか高齢者用の教室、中には車での避難者への対応も書いてありますし、遺体安置所まで設定しているところもありました。しかしながら、そこに避難してくる自治体がどこなのか、その自治会の担当業務は何をやってもらうのか、そういうことはやはり記載してありませんでした。

また、ある避難所にはマニュアル自体がありませんでしたし、市の教育機関ではないところで、本巢松陽高校でもマニュアルを拝見させてもらいましたけど、ちょっと市と内容が違っているというか、市は本巢松陽高校の体育館に避難者250名というふうに防災計画には載ってございましたけど、本巢松陽高校はそれ以上の対応をしてくれるというふうに載ってございまして、各教室も避難者のために使わせてくれる、またグラウンドも避難してくる車のためにあけるということで、学校長の判断であるんでしょうけど、また教職員の方もそれぞれ役割分担がされてございました。実際にそのとりに動くことは難しいでしょうねというお話でしたけど、詳細にマニュアルが作成されているの

を拝見させてもらって、私も仏生寺ですので、本巢松陽高校に避難する身としてはありがたいなあというふうに思いましたし、しかしながら、やはりどこの自治会が避難してくるのか、また自治会の役割については、ほかの小・中学校と同様に決められておりませんでした。自助、共助の観点からも、ぜひ避難所ごとに自治会を交えた運営マニュアルの検討、周知をお願いしたいと思います。

それで、次の質問に移りますが、先ほど総務部長の答弁にもありましたけど、さきの若葉校区のリーダーのお話の中でも、緊急車両や支援物資、輸送車両、またごみ回収車両などの通行のために道路確保は大変重要なことだというふうに話されていました。先ほどの車で避難せざるを得ない人も実際には見えますし、前に、備蓄資材や食糧等がない避難所にはどうされるのですかというふうにお聞きしましたら、各小・中学校の備蓄倉庫から、そういうところには車で運ぶんだというふうな回答をお聞きしました。避難所に指定されているところの中には、ふだんから道が狭くて安全にすれ違いができないところ、アクセスが悪いところがあります。万が一のときには、その上に倒木や電柱が倒れて道路を封鎖してしまうことを考えますと、複数のアクセスの確保、十分な道路幅を確保しておく必要があると思います。防災上の観点から避難所周辺の環境整備を整える必要があると思いますが、市のお考えをお聞きします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

**○産業建設部長（原 誠君）**

それでは、避難場所へのアクセス確保についてお答えをさせていただきます。

避難所のアクセス道路につきましては、災害時に避難・救助を初め、物資供給等の応急活動のために重要な役割を果たしており、道路の崩壊や冠水等により、避難・救助に妨げが生じないように管理する必要があります。

現在、避難所は小・中学校等の公共施設を中心に指定されております。避難所に指定されている場所周辺の交通状況が悪いとの御指摘でございますが、市道整備は地元からの要望により、緊急性や優先などを考慮し、生活道路や小・中学生の安全確保のため通学路整備を中心に進めているところでございます。

避難場所の指定場所周辺では、道路幅員が狭小であったり、見通しが悪く日常の通行が不便であったり、災害時における緊急車両の通行が懸念される道路も残っております。しかし、緊急時の避難所への経路につきましては、市民の皆様一人一人が避難所の位置や経路を確認し、安全なルートで避難を行っていただくことが原則でございます。大規模な災害が発生した場合、主要幹線道路の寸断や橋梁等の流失等も想定されることから、自主防災組織における訓練等で危険箇所等の周知を図り、市民の一人一人が日ごろから自助、共助の意識を持っていただき、安全なルートの確保に努めていただきたいと思います。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

**○議長（鰐本規之君）**

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

原則は徒歩で避難しているということは承知しておりますけど、避難所になる学校周辺の道路が広くなれば、車の通行がふえて、子どもたちの危険性が高まるということは十分考えられますし、懸念もするところではありますけど、狭い道路を広く使うことはできませんが、広い道路を狭く使うこと、例えばセーフティーポールなんかを立てて、ふだん車の通行を抑制することはできます。最近の災害は想定外、想定以上のことが起きます。避難所運営にも、想定外のことは必ず起きると思います。せっかく貴重な実体験を我々に伝えてくれる人がいるのに、先人の知恵に学ばない、教訓を生かさないとするのは残念な話です。市民の安全確保のためにも、現実的な防災計画の策定をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩といたします。

それでは、1時15分から再開をいたしますので、よろしく願いをいたします。傍聴者の方におかれましては、御苦勞さまでございました。

午後0時02分 休憩

---

午後1時15分 再開

○議長（鰐本規之君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

私が一般質問を行いますので、副議長と交代をいたします。

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（瀬川治男君）

会議規則第54条の規定により、議長が一般質問を行いますので、私が議長の職務を行います。

8番 鰐本規之君の発言を許します。

○8番（鰐本規之君）

それでは、私が一般質問を行います。

私が一般質問をすると、何となく場が緊張するというのか、本人が緊張しておるのか、よくわかりませんが、3月議会でありますし、予算等々におかれましても大きな予算が組まれている、そういう中において、今回は教育長さんが議会から承認されまして、また3年間教育長として業を担っていただくということになりました。そういう中で、最初に教育長としてこの本巢市に来ていただいたときにも思いを語っていただきましたけれども、3年間、教育長として一生懸命にやっていたと思います。また、あとのまた3年間、頑張ってもらおうというようなこともありまして、私が一般質問をしたいと思っております。

私の一般質問ですから、私はどちらかというと教育関係は余り得意中の得意ではありませんので、

どちらかというと産業建設部長に質問をしたいことは多々ありますけれども、今回は教育長さんに質問をしますので、よろしく願いをいたします。

ちょこっと原稿を書いてきました。余り原稿を書いてくるということはないんだけど、原稿を書いてきましたので、読みながらやりますので、よろしく願いをいたします。

川治教育長さんにおかれましては再任、改めて御苦労さまでございます。

教育長として今後の方針等についてお尋ねをしていきますので、よろしく願いをいたします。

さきの一般質問で黒田議員が質問したこともありますけれども、川治教育長さんが進めておられる事業の一つとして、岐阜大学と連携をとって学校生活に運動遊びを導入し、体力テストで全国平均を上回る子どもたちの運動能力の発達や心・技・体を鍛えることに成功しています。

また、岐阜において初めてとなる英語学力指導員を小学校に導入して、外国人の指導員を幼稚園から小学校、中学校に派遣することで、英語教育の充実に力を注がれています。

また、算数・数学甲子園の拠点となる高木貞治博士の記念室を富有柿センターに設置し、算数・数学甲子園を全国へ発信し、数学のまち本巣市の確立や専門性の高い人物とコラボすることにより、個性を磨く質の高い教育の推進など、学力を伸ばすことに力を注いでおられます。

また、私も一般質問したことも何度かあるんですが、学校給食にアドバイザーを導入し、アレルギー対策等々に改革を行われておられます。

そのようなことから、今議会において全議員賛成のもと再任され、また教育長として難しい問題をお願いするわけではありますが、教育長としての今後のこと、また希望、夢等々についてお尋ねをいたします。

教育長として、また3年間やってもらわなければならない、その中において、教育長さんとしてこういうことがしてみたいなあと、また、こういう思いを持って3年間やっていきたいなあとということについてお尋ねをしますので、よろしく願いをいたします。

#### ○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

#### ○教育長（川治秀輝君）

それでは、今までの取り組みと今後の展望についてお答えをします。

この3年間、子どもや市民の皆様には軸足を置き、自分の人生を幸せに、たくましく生き抜く力の育成のためにさまざま改革を行ってきたつもりです。特に、元気と笑顔の基盤である心と体の健康と体力を育む幼稚園の運動遊び改革、考える力を高める理科指導員・JTEなどの専門職の配置、英語漬けのイングリッシュ・デイズの実施、高木貞治博士記念室開設や数学校開校の数学のまちづくりなどは、特に子どもの変容ぶりから大きな手応えを感じております。

これからの社会はAIがさらに進化し、激しい変化の社会とともに、曖昧かつ複雑な時代がやってきます。そんな社会をたくましく生き抜いていくためには、正解のない問題に自分らしく立ち向かって解決していく力、みずから学び、自分の幸せな人生をつくり出す力が必要となります。

それらの力は、幼少期からの教育が重要な鍵を握ります。シカゴ大学のヘックマン教授による調査では、就学前に教育を受けた子どもは、受けなかった者と比べ、学歴・学力、収入、持ち家比率が非常に高く、逆に反社会的な行為の率が非常に低いということが明らかになりました。今後は、教育の根幹を幼児期と捉え、小・中学校と連携した12年間の学び、一貫性を強く打ち出していきたいと考えています。

具体的には、幼児教育のさらなる充実を図ります。岐阜大学との連携を強化し、運動遊びを中核に知・徳・体の成長を確固たるものにしていくとともに、退職校長を園長に迎え、教育としての効果をさらに生み出し、保護者の家庭教育の充実も図ってまいります。そのため、将来的に教育委員会に幼児教育担当課を新設していきたいと考えています。

さらに、幼・小・中の一貫した教育推進のため、コミュニティ・スクールに幼稚園も正式に加え、12年間を見通して園・学校、家庭・地域が子どもを育てる環境を整備していきます。これにあわせて、根尾地域の義務教育学校「根尾学園」開校準備を進め、2022年4月に開校させていこうと考えております。

また、さまざまな専門機関やスペシャリストとコラボして質の高い教育を提供し、好奇心や探究心に火をつけ、自分の夢や目標を持ち、それを達成していく教育を推進します。秋山仁先生などとコラボした数学のまちづくりを拡大し、ジャンプアップ楽校、検定楽校に加え、理科を学べる講座新設も考えています。加えて、数学体験コーナーを充実させ、主体的学びを推進します。

先日、ウオーキング講演会を行っていただいた有森裕子選手、高橋尚子選手を育てた金哲彦さんには、来年度以降、ウオークのまちづくりアドバイザーに位置づいていただき、ウオークやジョギング人口を高めていきます。

さらに、感性を磨き、思いやりを持って他者と協働するために、さまざまな体験学習を義務教育に取り入れようと考えております。来年度から中学2年生全員を広島に派遣し、平和への祈りと行動力を高め、人間力、郷土愛などを育みます。また、集団性、社会性を高めるために、小学校5年生全員に根尾プロジェクトアドベンチャーを体験させます。現在行っているオーストラリアと中国の海外派遣も見直しを図り、日本の異文化にどっぷり触れられる沖縄などへの中学生の派遣も検討していきます。

百聞は一見にしかずといいますが、私は「百見は一験にしかず」、百見るは一つの体験にしかずであると確信をしています。体験は大きな力になります。教育は人づくり、未来への投資です。さらに元気で笑顔あふれるまちを質の高い教育の側面から支え、本巣市で教育を受けさせたいという人呼び込み、移住・定住にも寄与していきたいという思いで邁進をしております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

再質問という形で少し質問をしてみたいと思っております。

今、言われましたことについては、黒田議員の質問等々にもありました。

その中で、私が思うのには、やはり子どもの教育、その教育のもととなるものはやっぱり体であろうと思っています。健全な体に健全な心が宿るというように、体が少し悪いと、努力することによって丈夫になるということもある。全部の子どもさんに言えることではないかと思うけれども、やはり体が健康であってしかるべきというところもあります。

そういうような中において、本巢市においては、根尾のほうに、英語の名前は私はよく難しいからわかりませんが、そういう体験ができるような施設がこのときできました。ああいうものを大いに利用して、子どもの体力、またみんなでやるという、共同作業というような形ができるような、そういう施設があるはずなんです。私も根尾のほうに行って自分で少しやってみたんですけども、非常におもしろい。シーソーみたいなものがあるんですけども、そのシーソーをどういうふうにするとチームワークがとれるのかなあと。会社の社員たちとのコミュニケーションを図るにも使われているようなふうに見受けられました。ああいうものを学校の生徒さんたちに少し体験させることによって、学校教育の中のチームワーク、また人と人とのつながりが強くなるだろうという思いをしております。そういうようなこともひとつ大いにやっていただけると幸いかなあという思いをしております。

また、教育長さんとして、学校の中においてはいろいろな問題もある。ただ、教育長さんとしては、勇気のある決断の中において、真正中学校のグラウンドの問題等々においても、前向きな形で今整備がされ、生徒たちが安心・安全に過ごせるように今やっておられます。そういう問題においても、また教育においていろんな形で教育というものが充実されていくことが大事だろうと思っています。

教育長さんがやろうとすることにおいて、当然、予算等々もかかるであろうし、学校教育の中においていろいろな形でやろうとすることにおいては、当然、市長さんの理解も得ていかなければいけないだろうと思っています。藤原市長さんにおかれましては、私と違って大学を出ておられます。私は中学中退でありますので、余り勉強もできませんし、漢字もよく読めません。特に英語に関しては一さっぱりでございますけれども、これからの時代においては、先ほども答弁の中にありましたように、英語教育等々もすごく大事になってくるであろうと思っています。

そういう中で、いろんな形で教育長さんが今、述べられたことを現実としてやっていく上において、かなり高いハードルもあるだろうと思っています。本巢市は、広島原爆ドームを学童に全部見てもらおうということで、ことしから予算組みがなされています。その政策、事業をやめたしまった市もあるけれども、本巢市としては、それをもっと充実して、全員の生徒に行ってもらいたいという市長の熱い思いもあって、今予算の中に計上をされているわけなんです。そういう中で、広島だけではなく、沖縄、沖縄も非常にいろいろなものを学べる場所だろうと思っています。また、広島に派遣をして、生徒さんたちが行けるようにするというのも非常に私はいいいことだろうなあというふうに思っております。

ただ、広島に今回行くようになって、このときまた沖縄に行くようにするためには、いろいろ方

法、また検討もしていかなければいけないだろうと思っております。そういうものを実行するために、また根尾の施設を使ってやるためには、教育長さんとしてどのような方向と裁量というのか、段取りというのか、そういうものがあるとするならお聞かせをお願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、私なりに整理をしてちょっと発言をさせていただきます。

まず1点目、根尾のプロジェクトアドベンチャーのほうですが、新しい施設ですけれども、今、議長さんがおっしゃられたとおり、とても意味を感じています。

まず、子どもたちにとって、心を開放したりとか、仲間意識を高めたり、力を合わせて障害をクリアしていったりと。そして、みんなでクリアするためには知恵を使って、意見を出し合って、そういう非常に教育効果が大であるというふうに捉えています。

これの実施に当たっての段取りは、まず教育委員会、私も行ってきました。教育委員会の事務局のメンバーと、学校の行事などを計画する全部の学校の教務主任、さらには管理職を根尾に集めて、みんなでまずあれをやってみようという形で、実際にやって、あのプロジェクトアドベンチャーの効果を肌で、まず我々、そして学校の職員が感じ取ってきたと。それをどのように学校で子どもたちをおろすといいのかということを検討しながら、来年度に至るということでございます。来年度は5年生全員を、とにかくせつかく根尾でできたあの施設にどっぷり浸らせて、集団性、社会性の向上を図っていきたいということが1点目。

それから2点目は、広島のお話が出ましたので、広島につきましては、来年度から2年生全員を派遣するために、本年度、全ての学校の代表の先生と、それから希望した中学生を広島に連れていきました。その中で、各学校で行うモデルコースというのを本年度中につくりまして、そのモデルコースに従って昨年の夏に行ってきました、それを持ち帰って、それぞれの学校でそれを工夫、改善して、コースを決めて実施するという段取りでございます。

それから、沖縄につきましては、来年度以降にまた沖縄ということを考えて、来年度はまず、本年度の広島と同じように事前チームを組んで沖縄に派遣し、モデルコースを作成していきたいというふうに考えています。

総評でいろんな問題もあるということをおっしゃってくださいましたが、私は、やっぱりさまざまな教育の問題は当然出てきますけれども、きちんとそれを受けとめて、まずさまざまな問題に対しては誠意ある対応、そして迅速な対応というもので、まずきちんと向き合いたいと、それがさまざまな問題を解決する糸口になっていくというふうに思っています。以上です。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

## ○8番（鰐本規之君）

再質問という形で改めて質問をいたします。

物事をしようとするときには、段取りというものがあるだろうとっております。私も余り勉強ができませんでしたが、人生の中でいろいろな経験をしていくこと、また人と交わること、そして物に触れることによって、人生70年、生きてきたわけなんですけれども、その中で得たものというものは非常に身につけております。やはり目で見るだけではなく、肌で感じる、そして経験してみる、これは子どもでも大人でも一緒だろうとっております。そういうような思いがありまして、学校は出ておりませんが、自分の思いを本にまとめることができました。

そういうような形で育てていく、また育てていくということがあるんですね。子どもというものは特にそうだと思う。そういう問題において、当然、市長さんにおかれましても、予算等々の問題で頭の痛いこともあろうかと思っておりますけれども、どうか子どものことを思っていて、そして、この本巣市をますますすばらしい本巣市にしていくために、教育というものがいかに大切かということは市長さんもよくわかっておられる。そういう中で、お互いによく話し合い、協力をして、議会も協力できるところは協力をしていきますので、今、思いの中で、教育長さんが言われる思いの中が実行できることを切にお願いをする。また、協力するところはしていきますので、よろしくをお願いいたします。

市長さんにおかれましても、よろしくをお願いいたします。

では、次に移ります。

前にも一般質問をいたしました学校給食の民間委託に向けた今までの進捗状況、これからどうなるのかとか、どういう方向でいくのかというようなことがありましたら、お尋ねをいたします。

議長、2番目。

## ○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

## ○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、民間委託に向けた進捗状況と今後の予定についてお答えをさせていただきます。

まず、民間委託に向けた進捗状況につきましては、既に民間委託を実施している市町から委託内容やその状況などについての情報を収集いたしまして、その中から本年度に委託契約の事務の更新をされた市や、それから近年に委託を開始された市町を訪問し、委託内容やスケジュール、留意事項などについて、さらに詳しく聞き取りを行ってきたところでございます。

今後の予定につきましては、2020年度実施を目途に業務委託に当たっての市の役割と民間委託の業務の内容の明確化、安心・安全な給食の提供のための徹底事項や、危機管理体制の確立及び市の指導が十分生かされる体制づくりなどの課題を整理いたしまして、市の意向を業務の仕様書として作成をしまいたいと思います。その仕様書をもとに、学校給食センター運営委員会において、基本方針や配慮事項、実施までの見通しなどを確認した後、民間事業者の選定方法について検討を

行い、委託業者を決定していきたいと考えております。

学校給食は、民間委託後も市が責任を持って児童・生徒に提供するものでございます。つくり手から心のこもったメッセージを生きた食材として送り続ける必要がございます。食育は生きる力の基盤であり、給食に妥協はないとの信念のもと、責任を持って安全・安心で魅力ある学校給食が提供できるように丁寧に進めてまいりたいと考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

どうも調子が出ないなあと思ったら、後ろに先輩の議員が、揖斐川町のどうも先輩の議員がおられるような気がして、どうも視線がもぞもぞとして、何か変な雰囲気だなあと思ったら、傍聴席に揖斐川町の議員の先生がおられますので、非常にやにこいなあというふうに思っておりますけれども、その視線に負けないように質問をしたいと思っております。

この民間委託については、前にも説明をお聞きいたしました。いつごろにその民間委託が決定されるのか、決定してもいいのかということ等々も、答えられる範疇内であれば答えていただきたいなあと思っております。

また、今の中において、子どもの給食ということに触れておられます。学校給食においては、当然、給食費をいただいて、そしてその中で給食を出している。近年においては、その学校給食で父兄の方からいただくお金よりも材料費が高くなり、非常に給食そのものが質素になってきたというようなことがテレビ等々で報道されています。本来ならば、1個つくミカンが半分になるとか、年に何回も出せれたリンゴが1回になるとかという形で、生徒に対するものが減ってきたなあということが報道でされております。

これは民間委託に、もしそういう形になったときに、この本巢市においてはそういう問題をどのように解決していくのか、他市と同じように少しずつ給食の材料を減らしていくのか、またそれに見合う方法を何か民間の力をかりてやるのか。また、地域の方たち、本巢市は農家の人が結構おられます。家庭菜園等々をやっておられる方も結構おられます。そういう人たちは、自分のうちで食べる以上に物事をつくられる。そういう人たちが思いを込めて学校給食で使ってくださいよというような形で持ってきていただいたときに、それが利用できるか否か等々、質問の中にそういうことは書いてありませんけれども、もし答えられる範疇内であればお答えをお願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

ただいまの再質問でございますが、まず献立については、栄養士の先生方の御努力によりまして、栄養価を下げない、これが大原則でございます。その中で、使う食材を検討していただきながら献

立をつくっていただいております。

また、民間委託を行いましても、この献立につきまして、それから地産地消の事業を現在行っておるわけですが、この地産地消についても変更なく行っていきたいと考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

本巢市には、給食センターの中に給食アドバイザーという方がおられます。同じものを同じように買ってきて給食をつくるということが本来のやり方だろうというふうに私も思っております。何せ私は八百屋でございましたので、物事というものは、仕入れというものがどういうものかというのはよくわかっております。そういう中において、いかにして経費を、少ない経費で子どもたちが満足のいく食を与えるかということは非常に大事なことだと思います。

そういう中において、給食アドバイザーと言われる方の知恵をかりて、1年生から6年生まで同じ給食じゃなくてもいいだろうという思いをしております。きめ細かな、1年生は1年生の給食、6年生は6年生の給食であつてもいいだろうという思いをしております。そういうことも含めて、民間委託をされた場合においても、そういうことができるような方向で検討していただいて、また、地域の人たちが、思いのこもった野菜等々、また果物等々を提供していただいて、地域のもののおいしさもわかっていただけるような食にさせていただけると、子どもたちも非常に大きくなったときに感謝の気持ち等々が湧いてくるんじゃないかなあという思いをしております。学校給食においては、今、転換期ということになっておりますので、そういうことも含めて、この本巢市にとってよりよい方向性を見出していただくことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

3番目に移ります。

何せ学校関係のことは、何遍も言うけれども、超苦手でございますけれども、その中において、今回は、先ほども黒田議員が代表質問等々の中で小中一貫の義務教育等々について質問もされておられました。私もこの問題については少々興味がありますので、違った観点からちょっとお聞きをしたいと思っております。

根尾小学校と根尾中学校を統合して、根尾地域に小中一貫の義務教育学校を2022年の春に開校を予定しているとのこととあります。今予算にもその一部分が計上されております。隣の北方町も小中一貫義務教育学校を近年中に開校すると聞いています。

そこで、教育長さんにお尋ねをいたします。

教育長さんはこの問題に、小中一貫学校というのか、これは前向きに推進しておられるということは、前の一般質問等々でも答弁の中でありましたけれども、この小中一貫学校というのは、たまたま私の孫が通っている学校の近くにそれによく似たものがありまして、余りいい評判を聞いておりません。そういう中においてお尋ねするわけですがけれども、小中一貫学校のメリットとデメリット

トについてお尋ねをいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

**○教育長（川治秀輝君）**

では、義務教育学校のメリットとデメリットについてお答えをします。

現在、根尾小学校と根尾中学校を義務教育学校とするための計画を進めているところです。

その主なメリットは特に3つです。

1つ目は、教育のマンパワーをより有効に生かせることです。義務教育学校になれば、1人の子どもにかかわる教職員がふえ、よりきめの細かい指導が可能になります。さらに、中学校の先生を加えて、小学校のうちから教科専門の先生による教科担任制を実施でき、教育の質を高め、学力向上も期待できます。

2つ目は、学校の特色を生かした9年間のカリキュラムの編成です。学年段階の区切りを5・4とか4・3・2制などにして、部活動、委員会活動などを小学校から実施することができます。中学校の英語なども小学校から実施できる特例も認められ、子どもの成長に合わせた教育ができます。

3つ目は、子どもの心の育ちです。1年生から9年生がともに生活することにより、一つの家族のように、上級生は自分が手本となって示し、思いやりの心を持って小さい子どもとともに過ごします。下級生は、ひたむきな先輩の姿に憧れを持ち、よりたくましく生きようとします。中学生の自信や思いやり、小学生の安心や憧れの心などは確実に育まれます。

そのほかに、小・中学校の取り組みを見直し、改革、スリム化、発展を進め、学園として新しい文化をつくり出していくと思います。

一方、課題といたしましては、9年という長い間が一つの学校になるため、そこに工夫や魅力がないと、小学校卒業の達成感や中学校入学の新鮮さなどの期待はできません。また、義務教育学校によさや特色を生かすためには、全校職員が交流できる大きな職員室、1年生から9年生が使える特別教室・プール・校舎などの整備が必要となります。さらに、校歌や校章などの制定といった努力も必要になります。根尾学園の開校に当たってはそれらを慎重に検討し、根尾ならではのバージョンアップした質の高い教育を実現させていきたいと考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

**○副議長（瀬川治男君）**

鏑本規之君。

**○8番（鏑本規之君）**

この一貫校のメリット・デメリット、私なりに少し考えてみたんですけども、メリットとしては、教育の中において、1年生から極端に言うと中学3年生、9年間の間、勉強をしていくという中にある。今は大分、私の時代と今の教育のあり方が大分違ってきただろうと思うけれども、私の時代は、小学校の6年生のときにローマ字というものを教えていただきました。たまたま私の担当

の先生は女性の方であり、名前はスギウラフサエ先生とあって、非常に私もかわいがっていただきましたけれども、このローマ字を習うと中学に行ったときに英語の邪魔になるからやりませんよというような形で教えていただけなかった。それがよかったのか悪かったのかよくわかりませんが、中学校に入ったときに英語のA、B、C、Dというものが非常によくわからなくて、少しみんなよりもおくれていったということであって、何せ人に負けることの嫌いな性格でありますので、負けることがわかっておる勉強はしませんよということで、英語を一切習わなかったということが私の中学時代の自分の中の経験なんで、そのことによって、中学2年生になったときに原子記号だとか分子記号だというものが出てきたときに、さっぱり頭文字がわからなくて非常にづらい思いをして、そのおかげかよくわかりませんが、通信簿は常に1と2ばかりだったというような経験を持っております。

ただ、そういう中において、この一貫校ということになれば、早いうちから専門の知識を持った学校の先生に、数学なら数学、理科なら理科、社会なら社会という形で、中学になると専門の先生がつくかと思っておるんですけども、そういうものを少しでも早いうちに充てることによって、子どもが持っている能力、当然、数学の得意な子どももいれば、絵の好きな子どももいる、歴史の好きな子どももいるという、そういう能力を伸ばせることにおいては非常にプラスになるだろうというふうに素人ながら考えるわけでありまして。そういう中で、それが子どもにとって本当にプラスになるか否かということはまだ、私はよくわかりませんが、ただ、マイナスになるようなことはないだろうなあというふうに思っております。

もう一つは、マイナスの要因としては、今、教育長さんが言われるように、生徒に対する、教育者として、学校の先生が1年生から9年生までを教えるということについての責任というものの重さ等々も非常に多いんじゃないかなあという思いをしております。それだけでなく、今、学校の先生になり手がいないというのか、非常に残業が多くて、学校の先生になることを何とか言うな、ブラック企業だったかな、そんなようなことで非常に評判が悪うございます。そういう中で、今、教育長さんが言われるように、コミュニケーションを図ったり、いろんなことをすることによって、また学校の先生の時間が制約されるんじゃないかなあというふうな思いもしております。

たまたま私の孫が行っている近くのそういう学校においても、へんてこりないじめというようなものも発生をしている等々ということも聞いております。当然、本巢市も根尾において今からその学校を開校していくわけでありましてけれども、いろんな問題が出てくるだろうと思っておりますけれども、教育に関して、そのときに、私が聞くところによると、生徒の数によって先生の数が決められてしまうというようなことを聞いておるんですけども、そうなったときに専門性のある学校の先生が配備できるのかということがまず1点。

本巢市においては、市長さんの理解のもとに、市のお金によって職員というものを1人雇っているかと思うんですけども、そういうことがもっと拡大できるのか等々について、もし答弁ができるようであれば、答弁をお願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

#### ○教育長（川治秀輝君）

たくさんのお話がありまして、もっともっとたくさんのことをお答えしたいなあという気持ちなんですけれども、最後にありました専門性のある先生を配置できるのかということについてまずお答えをします。

現状を言うとわかりやすいと思うので、今、根尾小学校は複式学級も合わせて、今、6学年だけでも4クラスなんです、今、根尾小学校。そうすると、教員の配置は5人しかもらえない基準になります。5人のうちの教員というのは教頭も入れていますので、教頭が1人外れると、4学級に4人の教諭ということになって、一人一人がそれぞれのクラスを持つということになります。

それに対して、根尾中学校は今、3学級あります。3学級あると、教員は7人配置をもらえる。そのうちの一人は教頭ですけれども、教頭は授業ができますので、3学級の根尾中であれば、9教科中7教科の先生をも配置できるという状況になります。これを義務教育学校にすると、今の小学校の5人分と中学校の7人分、そうすると9教科をはるかに超えて、さまざまな教科、ほぼ全ての教科を配置できるという義務教育学校のよさもそこにまた生きてくるということが1点目。

それから、2点目は、市費につきましても、根尾小学校は今4クラスという状況です。ですから、6学年あって4クラスですので、市費で複式学級の解消をする、例えば2、3年生は同じクラスですけれども、2年生の教科書と3年生の教科書をちゃんと2、3年生は分かれて授業ができるような仕組みを今さまざまな形で取り組んでいます。それと同じように、義務教育学校になった場合に、そういったものを、名称は変わってくると思いますけれども、市費のさまざまな教科の先生を入れて、より充実したものにするということが可能であるというふうに捉えています。以上です。

〔8番議員挙手〕

#### ○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

#### ○8番（鏝本規之君）

一貫校になると成績の平均点が上がったということも聞いております。いろんなデメリット・メリットがあろうかと思うけれども、大きく言いますと、いいことだろうというふうに解釈をしております。成績が上がるということにおいては非常にいいだろうというふうに思っておりますし、また、ある学校においてははじめが非常に少なくなったというふうに聞いております。9年生、中学3年生の子が1年生の子の面倒を見たりするというので、小さい子どもの面倒を見るということ、どうもはじめが少なくなったというような評価も聞いております。そういうようなことで、私としては、できることなら一貫校を推進したいなあという思いをしております。

今の教育長さんの答弁の中にもありましたように、先生の数も一貫校にすることによって減るのではなくてふえるというような答弁だろうと感じたわけなんです。もし違っていたら、ごめんなさいでございます。

そういうようなことで、もし今、教育長さんが熱く語られることが現実として非常にいいということになれば、北方町のほうも一貫校を目指しております。本巢市においても全校を一貫校にしたら、またできる可能性があるのか否かを、2番目ですけれども、お尋ねをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、市内全学校での小・中学校の義務教育学校の検討について、その考えをお答えします。

私たち教育者の責務というのは、子どもたちにまず力をつけることであり、地域や学校の特色を生かして、より教育効果を上げることです。義務教育学校の設立に当たっては、現状のままでは教育の質の向上が堅持できない状況や、もしくは義務教育学校にすることで、より大きな成果を上げることが期待できるところでこそ設立していく必要があると考えています。

平成28年度にこの制度が導入された現在でも、現状といたしましては全国で48校、岐阜県では2校という、義務教育学校の設置は低い実施率であることから、どんな状況であっても義務教育学校にさえすればよいというものではないということをはっきり示しているのではないかなあというふうに捉えています。

根尾小学校と根尾中学校においては、近年の学習状況の深刻な課題や教員の指導体制の問題、人間関係の固定化、さらには地域の願いなどから、できるだけ早く義務教育学校へ移行すべきであると判断をさせていただきました。根尾だからこそ、この規模だからこそ、義務教育学校の仕組みにより、大きな成果があることが十分に期待できるという状況だからこそ、この制度を導入しようとして今しています。

現在、市内のほかの学校は、地域や学校の特色を十分に生かして、それぞれのふるさとを大切に教育が行われ、地域がそれを支えています。また、学力も全国平均、県平均を上回っており、勉強がわかるとか学校が楽しいという割合も非常に高い。教育効果を十分に上げていますので、他地域は今までの教育を継続、発展させていきたいと今考えております。

ただし、他の地域においても、義務教育学校のメリットである小学校の教科担任制や積極的な小・中の交流などは、既存の学校形態の中でできる限り進めていく必要があるというふうに捉えており、今は教科担任制の役割を担う市独自の理科専門指導員とか英語指導員を配置したり、中学校教諭に小学校への兼務発令を出して、小学生を指導する体制を導入したりして教育効果をさらに高めていますので、今後も現状の学校体制で進めていくのが今のところベストというふうに捉えております。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

一貫校と今のやり方と両立していくというのか、二刀流でいくということは非常に、時代時代によって考え方も違うであろうと思うけれども、二刀流の大小がだんだん縮まってくるということもあるかと思っております。一貫校は一貫校として、このとき根尾でよくても悪くてもやっていくということになれば、よくても悪くてもじゃなくて、悪はないようにしなければいけない、よくなったというようにしていかなければいけないだろうと思っております。そういう中において、試行錯誤をしながらこの一貫校をやっていくであろうと思っております。そういう中においては、いろんな難題、またいろいろなことが起きてくるだろうと。これは教育長さんだけではできないこともあるだろうと思っております。

また、そこで3番目に移ります。

藤原市長さんのほうに少しお話が行きますけれども、こういう一貫校、また給食の民間等々、いろんなことにおいて学校の教育というものと市政というものが、いずれ本巢市の発展につながっていくであろうと。市長さんにおかれましても、このときも大きな予算をつけて幼稚園等々を直す等々をやっておられます。教育長さんは教育長さんとしての教育に関する思いを先ほど述べていただきました。市長さんにおいては、市長さんの思いとして、生徒の教育、また生徒をどのようにしていくのか、学校教育等々についてもし思いがあるとするなら、お答えをしていただければ幸いかと思っております。

そう難しい質問ではないような気がしておりますので、自分の孫がどうなるのかなあとか、自分の孫が中学校へ行ったらどうあるべきかなあというようなことを考えて、自分の孫の教育等々をこういうふうにしたいなあというような思いがありましたら、お答えをいただければ幸いに思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、小中一貫の義務教育学校についての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

後段のほうで私の孫の話が出ましたですけれども、私的なことは、こういう公の場でございますので、私的に感じるということとはまた別の観点でお話を申し上げたいと思っております。

先ほど来、教育長が義務教育学校の導入につきましてはるお答えをさせていただいております。私もこうした義務教育学校の設立、導入につきましては、現状よりよくなるということ、先ほど鏝本議長さんもおっしゃっていますけれども、よくても悪くてもじゃなくて、よくならなきゃならないと。それはそのとおりでありまして、やっぱりいいことであるということで取り組んでいこうということで、今、進めさせていただいております。

そういったことで、今回、根尾地域の小・中学校を義務教育学校へやることによって、根尾地域の子どもたちの教育がよくなるということで、そういう見込みのもとに、そしてぜひそういうふうにしていきたいということで取り組みをさせていただくというふうになっております。

それ以外の、市内のほかの学校の地域のほうではどうだと、それも一緒にどうでしょうかという

今お話でございますけれども、南部地域のほうの学校につきましては、なかなかやっぱり根尾地域のほうと違って大変多くのいろいろな課題がございます。

まず1つは、学校の規模が大変大きくなります。本巣中学校区では600人近い生徒になりますし、糸貫地域では1,000人を超す、また真正中のほうではもう1,500人近い大きな学校になるというようなことで、そんなに大きくなりますと児童・生徒への目配り、また教職員の管理というのが大変難しくなるだろうということを思いますし、また、子どもたちの通学区域が広がるということで、登下校の負担、こういったことがふえてくるんじゃないかということを思っていますし、また何よりも大きいのは、学校を1つにしますと、今ある学校を1つに、いわゆる3つ、4つあるものを1つにするということは学校の新增築にも大変大きな経費がかかる。1,000人、1,500人の子どもたちを入れる学校をつくろうと思うと、もう本当に莫大な経費がかかるというようなことで、解決すべき課題というのは、大きい学校は、なかなか南部地域ではそう簡単にできる問題ではないというふうに思っております。

先ほど教育長のほうから、市内の現在の南部地域の小・中学校の姿というのは、それぞれ地域や学校の特色を十分に生かして、学力のほうもしっかりした学力もつけられる、そんな教育効果を十分に上げている学校になっているよという御答弁がございました。こうした状況を踏まえまして、現状を変更してやるまでもないんじゃないかということで、現時点では、南部地域のほうでは、現在の通学区域、そして現在の小・中学校の仕組みの中で、そして、先ほど教育長がお話し申し上げましたように、義務教育学校の中でやろうとしているようなことがこの南部地域のほうでもできれば、そういうこともあわせてその中に入れながら、現在の小・中学校の体制の中でより教育効果の上がる、そんな仕組みで今後も運営していければいいんじゃないかというふうに思っております。

願いは、根尾の地域の子どもも、本巣、糸貫、真正の地域の子どもたちに対する思いも、私は全く同じでありまして、子どもたちの健やかな成長、子どもたちが立派な学力、しっかりとした学力をつけて、いい大人になっていっていただけるというのが我々の願いでもありますし、これは我々だけじゃなくて、御父兄の皆さん方もそうでしょうし、一般の方々が皆、自分たちの子どもを含めて、思っていることだと思いますので、ぜひこれからも子どもたちに本当にいい環境の中で勉強ができる、そして生活ができる、そして一人前の大人に育っていけるような、そんな基礎ができるような学校運営を目指していただきたいなあというふうに思っていますし、我々市長部局としても教育委員会のそういった仕組みをしっかりとこれからも支えながら、一緒になっていい学校教育を進めていきたいなあというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

教育長さんの答弁、また市長さんの答弁を聞いていますと、前の中でもあったように、本巣市独自の予算によって学校に関する職員を雇うという、これは岐阜県では多分初めてだろうと思う。そ

ういう前向きな政策等々を市長さんもしておられます。当然、一貫校になれば一貫校のよさが出てくるだろうと思う。そのいいところを本巢市のほかの学校にでも採用ができるように、対応ができるようにしてもらえれば、非常にありがたいなあというふうに思っています。それには当然、市独自の予算の中において職員等々の確保もしていかなければいけないだろうという思いをしております。そういう中において、当然、教育長さんと市長さんとタッグを組んで、質の高い子どもの教育、食も含めてやっていただけることを切にお願いをして、時間も来ましたので、中途半端なようでございますけれども、私が時間をオーバーするわけにはいきませんので、これで一般質問を終わりたいと思っております。

それから、議長におかれましては、私ちょっと所用がありますので、これにて退席をさせていただきますので、よろしく御配慮のほどお願いをして、一般質問を終わります。以上。

〔議長退場〕

### ○副議長（瀬川治男君）

ただいま議長が所用により退場されました。地方自治法第106条の第1項の規定により、引き続き私が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

続きまして、11番 道下和茂君の発言を許します。

### ○11番（道下和茂君）

私、頭も大変悪うございますし、顔も悪いし、声も悪い。それに加えまして、最近、年をとったせいで目も悪くなり、また耳も悪くなっております。精いっぱい一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

質問の前に少しだけお話をさせていただきます。

皆さん御存じのとおり、中日球団に根尾昂選手が入団されました。その中日球団の根尾昂選手応援団のことでございますが、全国の名字を探る新編姓氏家系辞書によりますと、根尾姓は「本巢郡根尾邑より起こる」とあります。根尾右京亮は根尾城の殿様であり、数奇な運命をたどられたと記されております。根尾筋の村人がそんな悲運の根尾氏のために淡墨桜の後ろに石碑を建立し祭祀されました。根尾一族と根尾のかかわりは、さかのぼること平安時代から古文書や歴史書の本に書かれております。

そうした縁から、今回、根尾昂選手の活躍を願い応援する根尾うすずみ応援団が発足され、ともに根尾選手の応援をしていきたいと思っております。よろしければ、多くの皆様の御参加をお願いいたします。

それでは、通告をしてありますので、質問に入ります。

最初に、1の携帯電話不感地域の対策についてをお聞きします。

国道157号の根尾能郷から温見峠、それから福井県の大野市中島までの約40キロ間は、地理的条件や積雪で冬期間は道路閉鎖になることから非居住地域となっておりますが、途中の根尾黒津、根尾大河原集落は、冬期以外は居住する住民もおります。しかし、通信事業者は、事業採算性などの

理由で整備されず、携帯電話不感地域となっております。

県境の温見峠一带の原生林は、新緑・紅葉のスポットとして多くの方が訪れます。また、能郷白山の登山道入り口となっており、近年の登山ブームなどで手ごろに登れる山として人気を集め、春・秋を中心に年間約4,200人余りが入山されております。本市では、年々増加する登山者に対応するために、峠付近の駐車場確保や簡易トイレを設置するなどの利便性向上や環境整備を図られております。また、観光協会中心となり登山ウイークなどを設けるなど、登山や新緑・紅葉と入り込み客誘致を図るとともに、安全の確保に努められております。

登山や行楽を楽しむ以外にも、付近一带では山林整備や土木工事も行われており、延べ人数で約年間2,500人余りの人が市北部奥地の山林整備や国土保全に取り組まれております。

また、冬期間は、居住されていない大河原・黒津集落の住民は、厳しい自然、社会環境の中で、せめて夏場だけでもと、荒廃する山林や畑、自宅周辺などの草刈り、山林の手入れを行い、水源涵養や地球温暖化に寄与されておられると思います。

こうした峠付近一带に入山する人は年々増加傾向でございます。奥地のこの地域は連絡手段が皆無であり、携帯電話が受信可能となることで、緊急時や災害時の緊急連絡の手段として、また利便性の向上や作業効率の向上、安全管理にも大きく寄与するものと考えられます。携帯電話受信可能を望む声は多くの関係者から寄せられており、整備推進は必要なことであります。

政府は、過疎地や辺地などの条件不利地域において、地方公共団体が携帯電話基地局などを整備する場合に、資料1を添付しておりますが、携帯電話等エリア整備事業で補助制度を設け、居住地域ではエリア外人口1万人未満を目標として推進するとともに、辺地や豪雪地帯、峠道路、登山道、観光地などで条件不利地域に該当する非居住地域についても、緊急時や災害時に携帯電話を利用できる環境整備を図り、携帯電話の利用に関する地域間格差を是正する実施方針を示されております。

市内で条件不利地の携帯電話受信可能を望む声は、国道157号の根尾能郷から温見峠以外にも、観光エリアでもであると聞いており、そうした声や要望を踏まえてお聞きをいたします。

まず、①の通信事業者への要望箇所、要望を踏まえての取り組み状況、また要望箇所の整備できない理由を企画部長にお尋ねをいたします。

#### ○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

#### ○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

携帯電話につきましては、今では市民が生活する上で必要不可欠な情報手段の一つであると考えておりまして、そうしたことから、本市におきましては、居住されている不感地域としての根尾黒津地区、根尾大河原地区、根尾能郷地区の3地区と、森林セラピーロードの認定を受けております文殊の森を加えました4地区につきましては、県を通じ、総務省東海総合通信局に対しまして、無線通信事業者の不感地域解消に向けた整備をしていただくよう、継続して要望を行っているところで

ございます。

また、近年の登山ブームにより能郷白山への入山者が増加していることや、山林事業者、治山事業、砂防事業などの関係者も多くこういった不感地域に入られておりますことから、事故等の緊急時や災害等が発生した際の緊急連絡手段として、携帯電話のエリア拡充につきまして要望もいただいているところでもございます。

しかしながら、現時点において整備が進んでいないのが現状でございまして、市といたしましては、無線通信事業者に対し状況の確認などを行っておりますが、議員も申されましたように、無線通信事業者からは、当該地区の居住人口が非常に少ないこと、また山間地域特有の地理的条件から整備費用が多大に発生するなど、事業の採算がとれないことを理由に、無線通信事業者単独での事業化には難色を示されているのが現状でございます。以上でございます。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

ただいまの部長答弁を踏まえまして、②についてお聞きをいたします。

ただいまお聞きしましたところ、市が把握されておりますところは4カ所のようにございますが、文殊の森については、土・日を中心に多くの散策者が訪れており、市でも施策の大綱で、交流資源を生かして産業を創造するまちとして森林セラピーの新たな活用を模索し、PR強化を図り、交流人口の増加を図る事業実施の予算化がされております。文殊の森では管理棟付近の受信が可能でございますが、散策路に入りますと不感エリアとなり、利便性や緊急時の連絡手段として環境を整えることは必要でございます。

温見峠付近の整備につきましては、先ほど述べさせていただきましたとおり、多くの関係者の声をお聞きしておりましたので、市のほうへ要望書を提出しており、他の不感エリアでも、市役所担当部署にお聞きしますと、無線通信事業者に要望するも、居住人口が非常に少なく、山間地域特有の地理的条件から整備費用が多大に発生するなど、採算性の問題で難色を示されているのが現状ですと、ただいまの部長が答弁されたような回答をいただいております。

そこで、地元の議員とともに通信事業者に直接お話を伺うこととして、昨年10月19日に通信事業者を訪れ、お願いする機会を設けていただきました。実情をお話ししたところ、まず最初、投資額でエリア整備ができるか方策を探ってみますと親切な説明をいただきました。その後、昨年11月から12月にかけて、温見峠付近を中心に電波試験を、中部電力川浦ダム管理道路頂上付近の本巢市防災無線基地局から温見峠に向けての電波の測定調査を3日間にわたり行っていただきました。

それから、調査をやっていただきまして、本年に入り、1月23日に調査結果を伺いに通信事業者を訪問し、詳細説明を受けました。調査結果は、温見ルートの登山道路はほぼ受信可能となり、温見峠から岐阜県側へ1.5キロは車内、3キロは屋外レベル弱での受信が可能になるとの測定結果をお聞きいたしました。

しかし、先ほど部長が言われるように、通信事業者単体では、費用対効果を考えると、整備判断は大変難しい問題であると。ただし、本巢市が事業主体となり、国・県の補助を活用し整備すれば、通信事業者としてはエリア整備は可能で、協力は惜しまないとの返答をいただきました。

また、事業費の概算も算出されてみえましたので、参考としてお聞きしましたところ、温見峠付近エリア整備は、整備費概算額が基地局・伝送路を含め約1,500万円ぐらいの金額になるとのことでありました。そこで、国の携帯電話など受信エリア整備事業を活用した場合、市が事業主体となりますが、国・県の補助事業の採択がされれば、市の負担額が約9%と比較的少ない費用で温見峠付近は整備ができます。

ほかの要望箇所も、順次整備を進めても比較的大きな投資額は必要としないことから、整備することで、災害、観光産業、道路情報など、緊急時連絡や利便性、作業の効率化、安全面など、多岐にわたり利便性の向上が望めることから、整備が必要と考えおります。

それで、現在の要望箇所は4カ所でございますが、まずは温見峠を中心としたエリア整備、ほかの3カ所につきましては、その状況を見ながら整備を進めていくことも必要と考えます。

そこで、②をお聞きします。

こうした携帯電話など、エリア整備事業を活用した不感地域の整備の考えを企画部長にお尋ねをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

議員から御提案のございました携帯電話等エリア整備事業につきましては、地理的に条件不利な地域において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設や伝送路施設を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設などを整備する場合に、その整備費用に対して補助金が交付される制度でございまして、対象地域が100世帯未満であっても補助を受けることができ、その場合、国が3分の2、県が15分の2、市が5分の1の割合で負担し整備する補助事業でございます。

議員が申されましたように、温見峠付近につきましては、能郷白山登山者を初め、山林事業者や地元の住民の方々など、山に入られる方が非常に多くなってきておりますことから、そういった方々の安全を確保するという観点におきまして、この携帯電話等エリア整備事業を活用した不感地域の解消を図る必要があると考えております。

今後は、できるだけ早期に事業着手ができるよう、補助事業採択に向け、調査・検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

1番の質問につきましてはこれで終わりたいと思いますが、企画部長のほうにおかれましては、できるだけ事業採択に向けまして御努力を賜りたいと思います。

それでは、2番の生活支援ハウスについてお聞きをいたします。

根尾地域にあります根尾生活支援ハウスは、平成16年から旧根尾村により、65歳以上の独居者や夫婦世帯で日常生活に不安のある方に健康的な生活の場を提供し、豊かな充実した日々が送れるお手伝いをする目的で、条例により設置、運営がされております。平成20年度からは、社会福祉協議会に管理運営が委託をされております。施設は床暖房も設けられるなど、日当たりもよく、快適な環境にあり、入居費も所得金額が120万以下の無料から240万以上の5万円と14の階層区分が設けられるなど、入居者には大変非常に有利な施設でございます。しかし、施設は有効に活用されてこそ本来の目的が達成されるものであり、立地場所の利便性や施設の使用形態などを考えますと、当時の施策にはいささか拙速の感もあったのではないかなと、こんな思いをいたしております。

2017年度に策定されました本巢市公共施設再配置計画では、計画的に長寿命化・更新を図り、施設も提供サービスも引き続き維持すると30年間の計画が示されております。また、市北部地域に今後も必要な施設かとは思いますが、必要な施設であるがゆえに、設立当初と比べますと生活環境の変化や介護サービスの充実などの要因もありますが、近年は定員の1割から2割ぐらゐの利用率で、1人当たりの管理費も6から7倍と大きく膨らんでいる状況かと思っております。入居条件や利便性の確保、サービスの見直し、目的外使用などの検討が今後は必要と考え、お聞きをいたします。

まず、①の20年度から29年度の入居者1人当たりの管理費の推移を健康福祉部長にお聞きいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

平成20年度から平成29年度の10年間の入居者1人当たりの管理費についてお答えをいたします。

この入居者1人当たりの管理費は、市社会福祉協議会へ指定管理料として支出をしております、人件費、光熱水費等の事業費、消耗品費等の事務費の合計を入居者の総数で除した額でございますが、平成20年度は入居者6名で1人当たり177万7,000円、平成21年度は入居者6名で1人当たり128万7,000円、平成22年度は入居者6名で1人当たり133万9,000円、平成23年度は入居者5名で1人当たり149万5,000円、平成24年度は入居者4名で1人当たり186万4,000円、平成25年度は入居者5名で1人当たり156万円、平成26年度は入居者6名で1人当たり130万2,000円、平成27年度は入居者5名で1人当たり150万3,000円、平成28年度は入居者2名で1人当たり321万4,000円、平成29年度は入居者1名で1人当たり691万6,000円でございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

ただいま部長から示されました市からの委託管理費を入居者数で除した値が、20年度から27年度までは100万円から200万円でございますが、28年度からは300万円がさらに700万円弱と大きく膨らみ、利用率の低さがわかります。現在、この施設は、本巢市地域防災計画で要援護者の避難所に指定されています。このことは必要なことですが、さらに拡大し、災害などで家屋を失った住民の仮設ハウスとして指定しておくことも必要かと思えます。

入居対象者や家族が最も懸念されるのが、年齢制限もございますけど、食事と利便性の問題でございます。要綱では、入居対象者は炊事のできる方と入居条件があり、施設では食事の提供はないことから、配食する設備も整っておりません。入居者が炊事をされているのが現状でございますが、この施設の所在場所は公共交通もなく、利便性は悪く、食材調達や病院も自力では困難な状況ではないかと考えます。現在、デイサービスでは配食サービスを行っております。このサービスを活用するとか、また、幼稚園同様に特区申請による給食センターの活用や民間の配食サービスも検討の必要があると考えます。

また、食事の問題と同様に懸念される利便性の問題は、支援ハウス前に自主運行バスのルート変更による停留所を設けることや、うすずみ温泉の送迎バスを活用するなど、病院、買い物など利便性を高めるのも入居を促す方策かと考えます。

また、目的外使用ではグループホームへの変更などが考えられます。

そこで、②の今後の利便性・サービスの改善や管理運営方法の検討はどのように考えていますか、健康福祉部長にお聞きします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

今後の利便性・サービスの改善や管理運営方法の検討についてでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、近年は利用者減少から、入居者1人当たりにかかるコストが増大しているのが現状でございます。こうしたことから、本市におきましては、入居に関しまして、市包括支援センターに来所される相談者や、生活保護相談などで住居に問題のある方には、住居の確保先として対象者に支援ハウスを紹介しております。また、お問い合わせいただいた方の施設見学も随時行っており、今年度は見学により入居に至った方もございます。

しかしながら、共同生活になじまないなどで早期に退所する方や、入所の問い合わせをするものの、立地条件等から断られるケースもあり、議員御指摘のとおり、利便性やサービスの充実による入居者の確保が課題と言えます。

特に、当施設は自炊できる方を対象としていることや、最寄りの自主運行バスのバス停まで距離

があり、外出や買い物に不便が生じておりまして、現在は定期的買い物支援として社会福祉協議会が送迎を行っておりますが、十分とは言えない状況でございます。

また、管理運営方法につきましても、民間福祉事業所の協力を得る選択もございますが、過疎地での人材確保などハードルが高く、民間事業所の参入は現実として難しい状況でございます。

しかしながら、今後ますます高齢化が進展する本市におきましては、根尾地域で重要な福祉施設でありますことから、今後も粘り強くPRを行い、入居者の確保に努めてまいりますとともに、議員御指摘の有償配食サービスや自主運行バスのルートの見直し、またうすずみ温泉のバスの活用につきまして検討をまいります。

このほか、本施設の入居条件でございます65歳以上の年齢要件につきましては、国の生活支援ハウス運営事業実施要綱では60歳以上となっておりますことから、入居要件を緩和することも検討し、今後も利便性やサービスの向上に努めてまいります。

[11番議員挙手]

**○副議長（瀬川治男君）**

道下和茂君。

**○11番（道下和茂君）**

②の再質問でございますが、ただいま65歳を60歳という入居条件緩和をされるということで、大変これも入居を促す一つの方策かと思えます。

また、食事の問題でございますが、先ほど申し上げましたが、現在デイサービスの利用者には昼食の有償配食サービスがあることから、これらを活用しまして、入居者の昼食を同時につくことも可能でございます。また、夕食も5時までにつくれば、1日、昼と夜の2食は配食サービスができます。そうすることにより、入居者は朝食のみを必要に応じ各自が賄うことになり、入居を考える方や家族の入居意識が改善するのではないかと考えます。

また、利便性につきましては、温泉送迎バスの利用は、お聞きするところによりますと、今は温泉館まで行き、乗車するのであれば可能でございますが、そうではなく、この温泉送迎バスは樽見駅と往復しておるが、その運行経路上に支援ハウスがございます。そうしたことから、支援ハウス前で乗降ができることになれば、さらに利便性の向上にもつながるのではないかと考えます。また、そのことによりまして、樽見駅から樽見鉄道の利用で地域外への利便性も向上するのではないかと思います。聞くところによりますと、週1で本巣南部までの買い物の便宜、また病院への送迎とかは管理者が行っていると聞いております。そうしたことで、施設管理の負担軽減にもつながるのではと考えますが、いかがでございますか。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

**○健康福祉部長（久富和浩君）**

議員御提案のデイサービスでの有償配食サービスの実施や施設前にバス停を設けることとなれば、

入居者の利便性やサービスは大きく向上することとなります。また、指定管理者であります本巢市社会福祉協議会の負担も軽減されますことから、これら課題につきまして見直しを図ってまいりたいと考えております。

[11番議員挙手]

**○副議長（瀬川治男君）**

道下和茂君。

**○11番（道下和茂君）**

それでは、次の3番に進ませていただきます。

本巢トンネルの視認性向上についてお聞きをいたします。

北部地域へ向かう国道157号の本巢トンネルは、以前からトンネル内の暗さに対する改善要望がありますが、一向に改善されておらないような気がいたします。

また、このトンネルは1,500メートル以下のトンネルで、1,483メートルと、あと少し足りません。こうした関係から、換気設備がなく、砂じんが舞い上がり、排気ガスなどで空気のコもったときは、さらに視認性は悪くなります。

また、交通量により、照明の照度や節約のための対策はわかっておりますが、照明設備はあるものの、こうした暗いという住民の声にもかかわらず、一部は点灯されておらず、トンネル内の視認性は極めて悪いものと思います。特に、視力の衰えが進む高齢ドライバーは視認性が悪く、危険度が高く、重大事故が発生しても不思議ではない状況ではないかと思っております。事故によりとうとい命を危険から守るために、点灯していない照明器具の活用や反射材の増設・修繕、中央線区分を明瞭に目視可能できる対策が必要であるため、お聞きをいたします。

視認性向上対策は管理者と協議をして取り組まれているのか、産業建設部長にお聞きをいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

**○産業建設部長（原 誠君）**

視認性向上対策の管理者との協議はなされていますかについてお答えをさせていただきます。

国道157号の本巢トンネルは岐阜県が管理する施設であります。過去には通行者から市に対してもトンネル内の暗さに対する御意見をいただくことがございましたので、岐阜県に対してその旨要望をさせていただきました。

本巢トンネルの照明設備の現状についてお聞きしたところ、照明設備のそのものは定期点検を行っており、問題はないとお聞きをしております。平成27年度にLED照明灯へ更新を行っていただき、その器具であるLEDの特徴から、従来のナトリウム灯より暗く感じてしまうものも原因の一つであると考えられるそうでございます。

トンネル照明は、トンネル外の明るさによりまして照度がコントロールされていることから、常

にトンネル内の全ての照明が点灯しておらず、時間帯により点灯・消灯が調整をされてございます。  
以上でございます。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

3番の①につきまして再質問を行います。

当然、部長におかれましては直接の管理者ではないので、ここまでの答弁かと思えます。

しかし、先ほども問題ないと言われますが、問題があるから、私も住民の声をお聞きしながら、問題があるからこういう提起をしながら、きょう質問をさせていただいておるわけでございますので、確かに道路トンネルの照明照度や節電は私は理解をしております。

今回トンネルの補修工事が行われるようでございますが、それにあわせてトンネル内の視認性を上げる工事が実施されることは、道路管理者の対応としてお聞きをいたしております。しかし、平成3年に開通し、30年近く経過し、当時と比較した通行量はふえており、それに加え、私もそうでございますが、高齢ドライバーは今後まだまだ増加します。特に大型車両などと対向する場合、対向車のライトでセンターラインの認識すらできないなどの理由から、既に利便性がよいはずのこのトンネルを通るのを避け、旧ルートを通られる高齢ドライバーの方もお見えでございます。

また、現在進められております東海環状自動車道が全線開通することで、根尾谷汲の観光地目的の大型車両や、また一般車両など、交通の流れは大きく変わってくるのではないかと考えられます。

市民の安全確保や予想される事態に、トンネルの所在する自治体としては、トンネル内の視認性をどのように考えおられますか。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどお答えさせていただきましたとおり、県が本巣トンネルの照明設備点検を定期的に行っており、問題はないとお聞きしておりますので、トンネル内の照明は道路照明施設設置基準を満たしていると認識しております。

ただ一方で、トンネル内は、道下議員もおっしゃられたとおり、閉鎖空間のため、車の排気ガスや粉じんが浮遊しており、照明光がそれらに当たると空間に光の幕が生じたり、障害物と背景の輝度対比が減少し、障害物の見え方が低下する。また、高齢者の方が車を運転する場合、夜間が暗いほど視認性が低下するとの文献がありますので、引き続き高齢ドライバーに対して配慮していただき、道路交通の安全、円滑な維持管理に努めていただけるよう、岐阜県に対してお願いしてまいりたいと思っております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

今は市民の方から特に暗いという御意見はない、適正な配置と認識をしておる。また、今後も粘り強く要望を行っていただくということでございますが、市民からそうした声が届かないということもございます。また、それは半面、何度言っても同じ回答であることから意見がないということにもとれます。私がいつも利用することから、本当に自分自身でも暗いと感じますし、地域住民からもそうした声は多く寄せられております。

今回、補修工事などが行われた結果を見てから、この視認性の向上が見えない場合、次の行動を考えていきたいと思っておりますので、これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○副議長（瀬川治男君）

ここで暫時休憩といたします。3時15分から再開いたします。

午後3時00分 休憩

---

午後3時15分 再開

○副議長（瀬川治男君）

再開します。

続きまして、12番 村瀬明義君の発言を許します。

○12番（村瀬明義君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

私自身も糸貫地域で米や麦をつくる土地利用型農業を行っている農家ですが、農家の立場として思うことがありますので、この場をおかりしてお話をさせていただきます。

私が農業を行っている糸貫地域でも、高齢で農業を続けることができなくなる、田んぼを預けたという人がふえ続けております。そのような田んぼを預けた人たちのために、市内の農業者でつくられた本巢市水田農業担い手協議会の担い手を中心となって本巢市の農地を守ってきました。最近では農地中間管理事業が立ち上がったため、国と県と市との支援も今まで以上になり、農地を守るための施策が強化されてきました。そのような中で、後継者ができた農家や法人化する経営体も見られておりますので、これは大変喜ばしいことと感じています。

しかし、耕作できなかった農地を担い手にまとまりのある形で貸し付けるための農地中間管理機構が開催するマッチング会議に参加するたびに感じるがございますので、質問をさせていただきます。

マッチング会議の際に事務局から提示されている図面では、担い手の経営農地が十分に反映されていません。おのおのの担い手が耕作している箇所が色塗りされていないことがしばしばあります。これでは担い手の間で耕作の効率化を図るための耕作地の交換ができず、十分なマッチングができ

ません。非常に担い手としても困っています。

また、マッチング会議におきましては、南部地域で営農を希望する担い手はかなり多くいるのですが、北部地域を希望する担い手はかなり少ないように感じます。北部地域の農地は面積が小さく、水管理に苦勞する圃場などもありますので、現段階で担い手が少ないのは仕方がない部分もあると思いますが、今後、担い手を入れるための対策が必要ではないかと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

近年、農業就業人口が減少し続けており、高齢化も進む中で、耕作を続けることが難しくなる農地がふえることが見込まれます。本巢市においても、農業者の高齢化や後継者不足が深刻であり、特に北部地域においては、農地の遊休化が進んでいます。本市の土地利用型農業の現状について、産業建設部長さんにお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、本市の土地利用型農業の現状についてお答えをさせていただきます。

本市の農業就業人口とその平均年齢は、農林業センサスの結果によりますと、2005年は2,565人で64.0歳、2010年は1,974人で68.2歳、2015年は1,673人で69.5歳と、過去10年間で3割程度、農業就業人口は減少し、その平均年齢も年々高齢化しております。

また、遊休農地におきましては、本市農業委員会による遊休農地パトロールの結果によりますと、平成28年度は9.8ヘクタール、平成29年度は13.9ヘクタール、平成30年度は14.1ヘクタールと増加傾向にあり、その大半が北部地域で確認をされております。

議員御質問のとおり、農業者の高齢化や後継者不足は本市においても年々進んでおり、地域の農地を守る担い手の確保及び農地の集積・集約化は大変重要であると考えております。そのため、本市におきましては、平成26年度より農地中間管理事業を活用し、担い手、農地の集積・集約化を促進するため、農業者が耕作できなかった農地をまとまりのある形で担い手に貸し付けるためのマッチング会議を開催しており、市全体の担い手への集積面積は626.2ヘクタールで、集積率は35.0%となっております。

南部地域の土地利用型農業の担い手への農地の集積・集約化につきましては順調に進んでおり、農地を守っている担い手の後継者も育ちつつあります。

一方、北部地域の農地の集積・集約化につきましては、狭小な圃場条件などから担い手も不足しており、十分に進んでいない状況でございます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

本市の現状について詳しく御答弁いただきまして、ありがとうございます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

地域の農地を守る担い手の確保及び農地の集積・集約化が重要です。

本市の南部地域では、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積が進んでおり、担い手の育成が進んでいます。一方、北部地域には担い手が少ないように感じます。

北部地域、南部地域ごとの担い手への経営体数及び農地の集積率について、産業建設部長にお伺いをいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

**○産業建設部長（原 誠君）**

それでは、北部地域、南部地域ごとの担い手の経営体数及び農地の集積率についてお答えをさせていただきます。

現在の農地の集積につきましては、水田が大半となっておりますので、地域ごとの担い手の経営体数につきましては、水稻経営を中心に行っている経営体数をお答えさせていただきます。

まず、北部地域につきましては、根尾地域は2経営体、本巢外山地域は8経営体であり、本巢南部地域につきましては、山添及び文殊地域は1経営体、糸貫地域は12経営体、真正地域は6経営体となっております。

また、農地の集積面積及び集積率につきましては、根尾地域が5.1ヘクタールで1.7%、本巢外山地域が16.6ヘクタールで8.5%、本巢山添及び文殊地域が109.3ヘクタールで44.8%、糸貫地域が286.5ヘクタールで50.1%、真正地域が208.8ヘクタールで44.0%となっております。以上でございます。

**○12番（村瀬明義君）**

はい、わかりました。

では、次の質問に入らせていただきます。

農地中間管理事業において、担い手が効率的に農作業を行うため、耕作するお互いの農地を交換し合う調整の場で提供される地図情報では経営農地が十分に反映されていないため、農地の調整に支障を来しております。地図情報が十分でないため、担い手としてふえ続ける農地の情報管理が難しくなっていると聞きます。さらに、地図情報を活用したスマート農業には確かな農地の地図情報が必要であり、現況を正確に反映している農地の地図情報の提供を担い手は望んでおります。

効率的、先進的技術に取り組む担い手に確かな地図情報の提供が今後必要であるため、その整備が必要と考えますが、その必要性について、産業建設部長にお伺いをいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、御質問の地図情報の整備の必要性についてお答えをさせていただきます。

平成25年12月に農地法が改正されまして、農地中間管理機構による担い手への農地の集積と集約化業務を支援する観点から、全ての農業委員会に管内の農地情報を記載した農地台帳及び農地地図の整備、農地の公表項目と農地地図をインターネット、またはその他の方法により公表することが法律上義務づけられました。

農林水産省は、農業委員会・市町村が整備している農地台帳に基づく農地情報を、電子化・地図化して公開する全国一元的なクラウドシステム、農地情報公開システムとして整備し、平成28年4月から提供を開始しております。このシステムは、インターネットを利用して、経営規模の拡大や新規参入を希望する農地の受け手が希望の農地を探す、また、農地中間管理機構や農業委員会が農地の利用状況・移行調査の結果の取りまとめや、地域での人・農地プランの話し合いなど、農地集積・集約化に向けた調整活動に活用できる農地利用現況図を作成することができます。

本市におきましては、平成27年度より農地情報公開システムの整備事業に取り組んでまいりましたが、平成28年度に市農業委員会の農地台帳と農地地図との突合作業を行った結果、農地台帳4万3,613筆中、農地台帳と農地地図の情報が一致し、ひもづけできた筆は2万8,576筆で、残り1万5,046筆が不一致であったため、現在、農地情報公開システムにより農地利用現況図を作成した場合、34.5%の農地が地図上作成されず、農地集積・集約化に向けた調整活動に支障を来している現状でございます。

政府は、担い手が利用する面積が平成35年度までに全農地面積の8割となるよう農地の集積を推進しておりますので、本市におきましても、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するために、必要不可欠な情報基盤となる農地情報公開システムを早期に本格稼働させる必要がありますので、国の機構集積支援事業の補助制度を活用し、台帳・地図の大量不整合の解消に努め、農地情報を電子化・地図化して、農地中間管理機構による担い手への農地集積と集約化業務を支援していきたいと考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

いい前向きな御答弁をいただきましたが、やっぱりこれは早くやっていただきたいと思いますので、今年度、31年度には間に合わないか、どうでしょうか。間に合わせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

先ほど御説明しましたが、今現在34.5%農地が、先ほど言ったように、ひもづけがされ、そういった作業につきましては、先ほど申しました国の機構集積支援事業ということで、国がそういった解消を図るために補助制度があるということでございますので、仮に31年度につきましては、国の機構集積支援事業の交付の申請をさせていただきます、そういった交付が受けられるということになりますと、農地台帳と地図の大量の不整合の整備の解消に向けまして、ぜひ取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[12番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

取り組んでいただけるとのことでございますので、この質問は終わります、次の質問をさせていただきます。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

南部地域と北部地域は農業環境が全く違い、特に北部地域では農地の集積・集約状況が南部地域と比べて低く、地域の農地を守っていくための根本的な対策が必要であると認識をしております。

本市全体の土地利用型農業の方向性として、市長さんのお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、御質問をいただきました、市全体の土地利用型農業の方向性としての考えという御質問にお答えを申し上げたいと思います。

先ほど来、産業建設部長から今回の土地利用型農業のことについてのお答えをさせていただいておりますが、少し重複いたしますけど、少しお話しさせていただきたいと思っております。

市内の地域ごとの担い手の経営体数、それから農地の集積率の状況というのは、先ほど来お答えしていますように、北部地域では担い手の経営体数が少なく、農地の集積率も低い状況でございます。南部地域では、北部地域と比べまして経営体数も多く、農地の集積率も高い状況でございます。しかし、一歩中を見ても、南部地域では高い集積率ではございますけれども、地域によって大変ばらつきがございまして、経営体数が多いんですけども、特に糸貫地域におきましては12の経営体もあるということで、地域の圃場の面積も限られている中で十分な経営規模拡大ができない経営体も存在している状況でもございます。

こうしたことから、先ほど来お話にありますように、南部地域の担い手に対しまして、マッチングによる話し合いを通じて農地の面的集積を進めるとともに、圃場も限られて規模拡大ができない担い手には経営統合、こういったものを含めた再編の調整も図っていきまして、そうしたところで北部地域へ、新たな担い手の方々に北部地域でもやっていただけるような、そんなあつせんのマッ

チングのようなこともやっていきたいというふうに考えております。

また、あわせて、そのためには、北部地域の現状でございますけれども、圃場が狭小で基盤整備も十分に行われていないということで、今まで担い手によります借り受けが進まない農地となっているというのが現状でございますことから、新年度から着手して、木知原地区でやろうと思っておりますけれども、農地中間管理機構関連農地整備事業と、こうした事業を活用いたしまして、圃場整備を行って、担い手が耕作しやすい環境を整えるということで、南部地域から新たな担い手をどんどん北部地域のほうにも進出していただいて、それぞれ、先ほどお話がございましたように、規模拡大をしっかりとやりながら、そして経営体としてしっかりとした経営ができるような、そんな経営体にしていきたいなあということで進めていきたいと思っております。そうすることによって、市全体の農地の集積率の向上と、そしてまた市北部地域での遊休農地の縮小に努めていきたいというふうに思っております。

[12番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

一応、担い手にとって大変希望が持てるようなお答えをいただきましたので、ありがとうございます。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

#### 散会の宣告

○副議長（瀬川治男君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月8日金曜日午前9時から本会議を開会いたしますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時37分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

副 議 長 瀬 川 治 男

署 名 議 員 高 田 浩 視

署 名 議 員 寺 町 茂

